

令和6年

総務委員会会議録

とき 令和6年11月25日

品川区議会

令和6年 品川区議会総務委員会

日 時 令和6年11月25日(月) 午前10時00分～午後2時16分

場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員	委員長	こしば 新	副委員長	新妻 さえ子
	委員	まつざわ 和昌	委員	大倉 たかひろ
	委員	石田 ちひろ	委員	須貝 行宏
	委員	松本 ときひろ	委員	西本 たか子

出席説明員	堀 越 副 区 長	久保田 企画 経営 部長
	崎 村 企 画 課 長	吉岡 政策 推進 担当 課 長
	井添 S D G s 推 進 担 当 課 長	加 島 財 政 課 長
	長 尾 施 設 整 備 課 長	佐 藤 経 理 課 長
	吉 野 税 務 課 長 (定額減税調整給付金担当課長兼務)	柏 原 区 長 室 長
	勝 亦 総 務 課 長 (秘書担当課長兼務)	石井 コンプライアンス 推 進 担 当 課 長
	與 那 嶺 戦 略 広 報 課 長	木村 人権・ジェンダー 平 等 推 進 課 長
	宮 尾 人 事 課 長	大 串 会 計 管 理 者
	今井 選挙 管理 委員会 事 務 局 長	高 山 監 査 委 員 事 務 局 長
	大 澤 区 議 会 事 務 局 長	藤 村 子 ど も 育 成 課 長
	芝 野 保 育 入 園 調 整 課 長	大 友 公 園 課 長
	北 原 河 川 下 水 道 課 長	柏 木 学 務 課 長

○午前10時00分開会

○こしば委員長

ただいまより、総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、議案審査、報告事項およびその他を予定しております。

なお、議案審査に際し、子ども育成課長、保育入園調整課長、公園課長、河川下水道課長および学務課長にもご同席いただきますので、あらかじめご了承ください。

本日は、審査の都合上、審査・調査予定表の順番を一部入れ替えて行います。

最後に、机上に配付しております令和6年陳情第56号の写しは、議長より参考送付を受けたものでございます。後ほどご確認ください。

それでは、本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 議案審査

(2) 第92号議案 中原保育園および中原児童センター改築電気設備工事請負契約の変更について

○こしば委員長

初めに、予定表1の議案審査を行います。冒頭に申し上げましたとおり、取り上げる順番を変更して行います。

(2)第92号議案、中原保育園および中原児童センター改築電気設備工事請負契約の変更についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

おはようございます。よろしくお願いいたします。

本日審査いただきます議案のうち、第92号議案から第95号議案までの4議案につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条に基づきまして、契約の予定価格1件1億8,000万円以上の工事請負契約およびその契約の変更につきまして、提案するものでございます。

それでは、資料の10ページをご覧ください。

議案審査(2)第92号議案、中原保育園および中原児童センター改築電気設備工事請負契約の変更についてでございます。本件は、令和5年第2回定例会で議決をいただきました中原保育園および中原児童センター改築電気設備工事請負契約におきまして、賃金水準および物価水準の変動に伴い、契約金額の変更を提案するものでございます。

契約の相手方はマスミ・大雄建設共同企業体、代表者、株式会社マスミ電設代表取締役、渡部弘太郎氏でございます。

変更の概要でございますが、品川区工事請負契約条項第25条第6項の規定に基づく、賃金水準および物価水準の変動によるインフレスライド条項の適用によりまして、契約金額2億7,610万円を2億9,044万4,110円とし、1,434万4,110円を増額するものでございます。

なお、資料12ページ、6の変更概要の変更金額に記載のとおり、当初の契約額に比べ、約5.2%の増となりますので、専決処分として報告できる議決を得た契約金額の5%以内の変更を超えるということのため、提案させていただくものです。

なお、工期および工事内容に変更はございません。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○こしば委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○西本委員

今回インプレスライドという形で、仕方ないなど、このような情勢ですから。ただ、タイミング的に、この見直しを図るときのタイミングはいつ頃なのかということをお教えいただきたいと思ひます。

○佐藤経理課長

見直しを図る時期ということですが、主に人件費につきましては、国あるいは都の設計労務単価が公表されますが、おおむね年度末にかけて公表されることとなります。それを受けまして、区のホームページ等を通じまして、インプレスライド条項について適用するというをお知らせします。既に工事中のところは所管課からも個別にお知らせしますが、それを受けまして、事業者のほうでこのインプレスライド条項を適用するかということをおまづ検討いたしまして、その上で区のほうに申請いただく。その後調整を図った上で契約変更を図る。今回のように議決が必要ということであると、仮契約を踏まえて今回のような形で議案として提案させていただくと、このような手順でございます。

○西本委員

世の中がこのような状況で、急激に変動したりということがあると思うのですが、5%以内は専決処分という形で、議決しなくてもという形でできると思うのですが、でもタイミング的にいうと、結局待ってもらいなどということが出てくると思うのです。だから現場とのずれというものがどれぐらいいあって、請負業者との、結構やりにくいというか、やはりタイミング的に、スムーズな契約変更というものは必要かなと思うのですが、そこは今の流れは大丈夫なのですか。そのずれの補正などはどのような形でやっているのか教えてください。

○佐藤経理課長

実際の工事の流れとの関係ということだと思いますけれども、基本的には1件1億8,000万円以上の工事については議決が必要という規定になっておりますので、一旦議決を経たとしましても、増額の変更がある場合には再度議決を経ることが原則でございます。その上で、委員おっしゃるように、仮契約を経て議決を経ることになりますと、一定の期間、その変更に係る工事ができないというところになりますので、それを踏まえて、令和4年度、議会からの提案という形ですが、専決処分ができる場所として5%以内というラインで変更がされたという経緯でございます。

事業者との意見交換については毎年行っているところですが、この変更については非常に感謝しているということで事業者から聞いております。一方では、何%の範囲でそれを許すかというところは、他区の事例を見ても、それぞれの議会でご議論いただいて設定いただいているということかと思ひますので、今後については、そういった事業者からの訴え等も踏まえて、議会のほうで設定いただくという流れになるかと認識しております。

○西本委員

積算値というのでしょうか、それが国や東京都などいろいろあると思うのですが、そのようなものが決まった上で、そのような流れがあつて区のほうも考えるという流れにどうしてもなると思うのです。そうなつてくると、なかなか国が動かないなどなつてくると、当然それは末端にはすごい大きな影響が出てくるという可能性もあると思うのです。その調整というものが、結構現場サイドと、そ

れから算定する時期などというものが、それほど時期的に変わらないのですよというのであれば、現場の負担が少なく済むかもしれないのですけれども、それが、例えば1年ずれてくるなどとなってしまうと、工事の遅れであったり、いろいろなことが影響してくるのではないかなと思うのですが、その時間軸というか、そのような観点は大丈夫なのでしょうか。

○佐藤経理課長

インフレスライドに関しては、急激な物価、あるいは人件費の上昇に基づいて発動するというような形です。人件費でいきますと、この間設計労務単価というところでは、10年以上継続的に上昇しているという状況でありまして、それに合わせてインフレスライド条項の適用についても図っているというところではあります。

また、申請いただいて基準日を決めまして、それ以降の残工事について、新しい単価、高い単価で設計し直してギャップをお支払いするという仕組みでありますので、その基準日自体は申請いただいたところで1回調整の上で決めて、それ以降ということなので、それ以降の協議が一定期間かかりますけれども、それについては基準日を決めることで担保されているという仕組みでございます。

○まつざわ委員

すみません。ちょっと素人のような質問なのですが、例えば入札というか、これ1億円だとすると、1億円に対してこれぐらいでいけますという入札が入りますよね。そこにより近い事業者が多分そこで落札というか、入札を決めるということだと思っております。でも今、この時期は、インフレスライド条項で金額が上がっていくと。これから上がるということがある程度見込まれるとすると、例えば入札時に、物価が上がるということをありきで考えて、多少無理をしたって、これは後で、インフレスライド条項で上げてしまえば、元は取れるとか、やっていると、そういうことを考える業者が出てしまうのかなと。今答弁を聞いていると、インフレスライド条項を適用するかということも、話し合いで決めるから、そのようなことは絶対はないのか、その辺を詳しく教えてください。

○佐藤経理課長

入札の際にインフレスライドを見込んで、低い金額で入れるということがあるかどうかということかと思っておりますけれども、前提といたしまして、工事の予定価格を出しますが、それについては、その時点での最新の人件費や資材費を基にして設計しておりますので、その時点での予定価格になります。それに加えまして、最低制限価格というものを持っておりますので、一定額以下で入札したとしても、それはいわゆるダンピングではないかということで失格になるという制度を持っております。また、インフレスライドで申請いただいて調整を図るというように申し上げましたけれども、基準といたしましては、その設計時点の、例えば人件費でいけば、その基準日までの上昇率を基にして計算しますので、あまり事業者が利福を考えてインフレスライド条項を適用するということはないかなと考えております。

○まつざわ委員

ありがとうございます。そうしたら、インフレスライド条項を適用するか決めるといった部分で、適用されないこともあるのですか。大体が適用されるのか、適用されないとこれは本当に死活問題で、大変なことになってしまうのかなと思ったのですが、その辺をお願いします。

○佐藤経理課長

制度的にインフレスライドを適用しますということで宣言していますので、というのは、人件費、あるいは資材費が急激に高騰した場合にこの制度を設定することになりますので、それに基づいて、協議というものは計算をするわけなのですが、基本的にはその差額が生じるということで、差額

の多寡はありますが、基本的には申請いただいた時点で適用されるとお考えいただいて結構かと思えます。

○こしば委員長

ほかに。

○須貝委員

今回インフレスライド条項による変更ということで、金額が変更になったということで、我々としても言うことはないのですが、今、まつざわ委員からもありましたとおり、あらかじめ金額を安くして、後でインフレスライドで上がるのではないかということを考えられる人もいるかもしれないので、そのようなこともないとは言えないのかなと思います。私が業者だったら、原材料費、これから値上げするのなら、事前に仮発注して、問屋にその値段でもう確保して決めておくとか、下請の件費も、あらかじめ幾らと提示されていたら、なかなか途中で上げていただけないということは、旧単価のままで実際横行していることが多いというお話も聞きます。ですから、このような法律があるということでインフレスライドをやるのですけれども、前も申し上げましたが、民間にはこのようなことがないので、本当に公共工事に対する業者には、ある程度値段が高い安いはあるかと思うのですけれども、私は恩恵だと思います。これに対して異議はありません。

そして、1点だけ気がついたことで、概要書を読んでいて、少しずれてしまうのですけれども、太陽光発電設備をつけますよね。停電のときにこれを使う、または節電する意味でこのようなものを設置する。停電のときの場合なのですけれども、例えば天候が悪かったら太陽光発電は発電できなくなります。そのときには何か補完する設備というのですか、そのようなものはあるのですか。いや、もう完全に太陽光発電に停電のときは委ねているということなのですか。分かる範囲で教えてください。

○長尾施設整備課長

太陽光発電パネルにつきましては、曇りのときなど、やはり天気が悪いときについては発電効率は落ちますけれども、ある程度は、晴天でないと発電しないというものではないです。停電時に太陽光パネルに代わる照明用やコンセント用の発電をするものということですので、現施設については、蓄電設備はございますので、そこで蓄電した分については、天気の悪いときをカバーするような形で使う想定になっております。

○こしば委員長

ほか、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○こしば委員長

それでは、これより第92号議案、中原保育園および中原児童センター改築電気設備工事請負契約の変更についてについて採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で、原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。子ども育成課長、保育入園調整課長はここでご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

(4) 第94号議案 勝島地区雨水管整備工事請負契約

○こしば委員長

次に、(4)第94号議案、勝島地区雨水管整備工事請負契約を議題に供します。

それでは、本件につきまして理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、続きまして、資料の15ページをご覧ください。議案審査(4)第94号議案、勝島地区雨水管整備工事請負契約でございます。

契約方法は制限付き一般競争入札で、入札結果は、次の16ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。

15ページへお戻りいただきまして、契約金額は5億8,333万円、契約の相手方は新井・沼田土建建設共同企業体、代表者、株式会社新井組東京支店執行役員支店長、森谷敏朗氏でございます。支出科目は令和6年度一般会計、令和7年度・令和8年度債務負担行為、工期は令和8年7月21日でございます。

おめくりいただきまして、17ページ、工事概要書をご覧ください。本工事は勝島地区における浸水被害の軽減を図るため、既設の浜川幹線につながる雨水管を新たに整備するもので、東京都からの受託事業として行うものでございます。

次の18ページに案内図と断面略図がございます。

なお、本件は明日の建設委員会で工事内容の詳細が報告される予定です。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○こしば委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○西本委員

東京都からの受託事業ということなので、補助金がある程度入ってくると思うのですが、10分の10なのか、その割合を教えてほしいということと、入札の状況なのですが、今回入札をされた事業者は品川区と品川区ということで、共同企業体になるのですが、大体同じぐらいですね。2番と3番は辞退になっていて、理由が書いてあるのですが、いつもの理由なのですが、少し不思議だったのは、2番は千代田区会社です。3番は中央区です。品川区がこの共同企業体の中に入っているということで、資本金から見ると、なるべく区内の業者に頼むということになるのですが、すみません、うがった見方をしてしまうのですが、大手会社を中心であって、取りやすいようにではないのですが、品川区と共同企業体をつくって入札しやすいようにしようなどという、そのような動きはないですかということで、そうではないと思っておりますが、この資本金からすればそのように見えてしまうなということがあって、だったら、確かに区内の業者を使うということは基本的にはあるのですが、それは産業振興ということもあって必要なことなのですが、もっと広く考えてもいいのではないかなということも考えられるのです。共同企業体という、いろいろな共同体があると思うので、ぜひ無理くり品川区と、無理くりとは思っていませんけれども、もしも仮にそのようなことがあるのだったら、そうではなくて、もっと広い意味で優秀な、それから技術者がいないとか、積算の価格がなどという理由があるのだったら、もっと広げたほうがもっとよい方向に持っていくことも可能なのではないかなと。そこで何か、規制はかけていないとは思いますが、そのようになってくると、利用できるパイというのですか、利用できる範囲を狭めているということも考えられなくはないのかなと思うのですが、そのような考えはいかがでしょうか。

○北原河川下水道課長

本事業の財源という、1点目のご質問についてお答えさせていただきます。

本事業は東京都から受託をして行っている事業ということですので、財源については100%東京都からいただくことになっておりまして、併せて事業に必要な事務費についてもいただいている事業になります。

○佐藤経理課長

私からは、入札の部分についてお答えいたします。委員から区内事業者が取りやすいようになっているのではという指摘をお受けいたしました。16ページの入札状況調書をご覧いただければと思います。

今回入札に当たりましては、いわゆる雨水管に関する大規模な工事ということで、基本的には区内事業者が施工できるのであれば区内事業者という条件を課して、制限付き一般競争入札と言っているのは、制限付きについては条件を課するという意味でございますので、そういった形で入札、公告しておりますけれども、本件につきましては、区内に限定せずに、他区、あるいは他自治体に営業所がある事業者でもいいという形で公告しているところです。したがって、結果的には辞退とはなりましたが、2番、3番については、区内事業者ではないところが入札の参加を希望しているということで載せていただいております。

入札の仕組みといたしまして、最初にどういった工事かという概要をお示しして、それに対して参加

するかどうかということを手を挙げていただいて、それに対して、いわゆる入札の参加資格があるかどうかということ判定させていただいた上で、詳細な設計文書等をお配りして見積りしていただくという手順になりますので、その段階で、この一番下の辞退理由のところにもありますけれども、事業者が積算すると、こちらで設定した予定価格よりもオーバーしてしまうということで辞退したり、あるいは事業者ですので、他の工事等も検討するわけなのですが、その中で取捨選択する中で、事業者の技術者を配置する必要があるので、品川区の工事よりもほかの工事を優先したのかなというところで辞退があったという実態でございます。決して区内の事業者が取りやすいように条件を出しているということでは、本件はありませんので、ご承知いただければと思います。

○西本委員

都からの補助金は分かりました。10分の10、100%来るという形で、ありがとうございます。

入札もしっかりされているのだろうと思います。ただ、やはり品川区の事業者が入っていて、共同体をつくっていけばというような、そのようになりがちな面があるので、それであるならばもっと広く、品川区の事業者が入ってなくても、今回そうではないと言っていましたけれども、もっと広い意味で入札ができると、もう少しいろいろな事業者が入ってこられるのかなという思いもありますので、今後、少し気に留めていただきたいなと思っております。いずれにしてもしっかりやっていただくということが基本でございますので、それは信頼していきたいなと思います。決して安かろう悪かろうではなくて、それなりの金額の中でしっかり達成していただきたいという思いがありますので、よろしく願いいたします。

○須貝委員

専門性の高い工事ということはもう重々分かるのですが、前も申しあげましたけれども、これ1者入札というものはやはり考えなければいけないのではないかなと思います。辞退、辞退ということならば、これだけの大きな会社が、先々の予定が分からないで、取れるか取れないか分からないで入札に参加するなどということは、私はちょっと考えられないので、そのようなところはこれから改善していったほしいと思います。

お聞きしたいことは、共同企業体に入る会社が、今回辞退した会社が2つあるということですが、都内に会社がこれしかないのですか。このような専門的な下水道工事、雨水管整備工事をやるわけですが、これしかないでこれしか参加できないということですか。都内はそうのように専門性の高い、技術のある会社が少ないということで、これしか参加してないということなのですか。そこだけ教えてください。

○佐藤経理課長

入札の参加要件のことかと思っておりますので、私からご答弁申し上げますが、工事発注する際は、一定の事業者が参加できるという前提をこちらとしても確保するというのを考えておりますので、電子入札で品川区の工事に参加するかどうかということを事業者が選ぶところがございます。したがって、今回の工事で参加する事業者がどのぐらいいるかということは見ております。したがって、東京都で、例えば全国でも結構ですけれども、この工事をできる場所は多数あるとは思いますが、品川区のこの工事について参加すると言っている事業者は一定程度限られてくるかなとは考えております。その上で、冒頭申しあげましたけれども、複数者が施工できるという体制を取りますので、今回については品川区という限定を外しまして、他区で営業所を置いている事業者でも参加できるような形で公告はしております。

○須貝委員

電子入札ということで、多くの事業者が参加しやすい状況をつくられていることは分かるのですが、品川区は支払いも別に悪いという話も聞いていない中で、このような状況ということは品川区は嫌われているのですか。もっと、品川区の工事をやりたい、支払いもいいし、事前に前渡し金も出てくる、様々いいはずなのに。何か評判が悪いのですか。教えてください。

○佐藤経理課長

品川区の入札に参加いただくところがどうかというところかと思いますが、特別区の経理課長会というものもありまして、これに限らず意見交換をする場がございますが、大きい工事になればなるほど、参加できる事業者はやはり限られてくるということがあると思います。工事に限らず、いろいろな案件、入札をかけていますけれども、やはり参加しやすい、例えば委託など、そういったものについては十何者を応札しているという状況もございますので、それぞれの工事の性格によって参加できる事業者、あるいは参加したいと思う事業者は変わってくるのかなと考えております。

○須貝委員

ぜひ多くの事業者が参加できるような努力を、経理課としても私はしていただきたいと思います。

○大倉委員

今もお話があったように、予定価格があって、ほぼ予定価格で落札しているというところと、1者は辞退、積算価格が予定価格を超過したためというところで、3分の2が辞退して、結果的に1者入札というものは課題だというところで、今いろいろお話があったとおり、いろいろ幅広く取りながら、そうならないようにという工夫というか、課題をなくしていくというところなのかなと思うのですが、改めて1者入札となってしまうところの、区としてどう考えているのかということをお話いただきたいということと、これ自体が、先ほどのお話で都からの受託事業ということで、補助金を事務費についても全部出してもらっているというところの中で、予定価格のところを教えてくださいたいのですが、このような予定価格は、都からの受託のときは都が予定価格を決めるのでしょうかということと、ふだんの品川区の事業のときの予定価格はどうやって決まっているのかという、予定価格の決め方について教えていただければと思います。

○佐藤経理課長

私からは入札に関わるところで、今回ほぼ予定価格で落札されているというところ、また、札を入れたものが1者になっているという部分についてお答えをいたします。

予定価格につきましては、必要な工数、あるいはそれに関わる人件費の基準や、工材料費の基準を基にしまして、積算しているところでございます。人件費、冒頭申し上げましたけれども、ここ10年ほど、ずっと高騰していつているという状況もございますので、なかなか事業者として、応札する際の価格の幅は狭まっているのかなということは考えております。

また、1者しか札を入れなかったというところについては、そういった条件についてそれぞれの事業者で検討した結果だと考えておりますので、それ自体をもって何か問題があるということではないかなと思っております。

いずれにしても、参加しやすい入札条件等を整えるというところはあろうかと思っておりますので、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○北原河川下水道課長

私からは、2つ目の今回の工事、都からの受託工事ということで、予定価格の決め方というご質問についてお答えいたします。

下水道事業に関しては受託はしておりますけれども、品川区の河川下水道課で、下水道局の積算基準や、ないものは見積りを取ったりするなどして積算をして、予定価格を適正に決めているものであります。また、他の工事についても、それぞれ建設局の単価や基準を使ったり、そういった形で区で積算して、予定価格を決めているものでございます。

○大倉委員

ご説明ありがとうございました。入札については、いろいろ事業者のほうで決めていただくということで、分かりました。幅広く取ったほうが、確かに自由度の高い契約などというところにもなる一方で、品川区の事業者にもしっかりと循環できるような形をつくっていくということは大事だと思うので、いろいろ工夫して進めていっていただければと思います。

予定価格については、都からの受託事業であれ、区の事業であれ、区で決めていくという、積算基準、様々なところから取って、ないものについては見積りということだったので、そのようなところでいうと、どちらも品川区がする工事等の予定価格については区で決めていくということでもいいのかということ、改めて確認させてください。

○北原河川下水道課長

東京都からの受託事業であっても、区でやる事業であっても、両方とも区で価格を決めているという意味でございます。

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○こしば委員長

それでは、これより第94号議案、勝島地区雨水管整備工事請負契約について採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で、原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(5) 第95号議案 第二戸越幹線整備工事（北品川特殊人孔等整備）請負契約の変更について

○こしば委員長

次に、(5)第95号議案、第二戸越幹線整備工事（北品川特殊人孔等整備）請負契約の変更についてを議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、続きまして、資料は19ページをご覧ください。議案審査(5)第95号議案、第二戸越幹線整備工事（北品川特殊人孔等整備）請負契約の変更についてでございます。

本件は、令和4年第4回定例会で議決をいただきました、第二戸越幹線整備工事（北品川特殊人孔等整備）請負契約におきまして、施工方法の変更、賃金水準および物価水準の変動ならびに工期の延長に伴い、契約金額および債務負担行為の追加を提案するものでございます。

契約の相手方は大成・鈴中建設共同企業体、代表者、大成建設株式会社東京支店常務執行役員支店長、中村有孝氏でございます。

次の20ページをご覧くださいまして、4の変更概要でございますが、工事の施工方法の変更をするとともに、品川区工事請負契約条項に基づく賃金水準および物価水準の変動によるインフレスライド条項の適用、ならびに工期を104日間延長するものです。なお、当初の契約額に比べ、約26.2%の増となるため、専決処分として報告できる議決を得た契約金額の5%以内の変更を超えるため、今回提案させていただくものです。

なお、本件は明日の建設委員会で工事内容の詳細が報告される予定です。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○こしば委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○西本委員

施工方法が変わったということが、今回とても大きかったのかなと思うのです。ですから、このようなことがあり得るものか、なぜこのようなことが起きたのかということ。それで、増額が26.2%ということは、かなり大きいですね。これは多分に、インフレスライドというよりは工事そのものが変わったことによる金額の高騰ではないのかなと思うのです。あまり実務のところには触れませんが、このようなことは今後あり得るのですか。いろいろ技術革新なども出てきているので、このような類いの工事は結構あるので、途中で変更するということが今後あり得るのかなと。今回のこの件に関していうと。いかがでしょうか。

○北原河川下水道課長

今ご質問いただいた件について、まとめてお答えいたします。

まず、施工方法が変わったという内容についてでございますけれども、こちらについては、目黒川に

下水道から出る雨水を流すためのはけ口を設置する工事において、仮設の方法を少し見直しまして、河川の断面を阻害しないようにする工夫や、より安全にできるように止水性を高める工夫などを、こちらについては河川の技術的な検討ということで、建設局と協議の上行っております。それがまとまったのが昨年度の末ということで、それに伴う変更になっております。そのほかにつきましても、設計段階ではきちんと設計をして我々もやっているのですが、その後、受注者と協議を進めた中で、後々掘削をしてみて分かったものなどもありまして、土砂の処分先が変わったり、そういったところで増額になっている要素が強いのかなと思っております。そういった意味では、ご指摘いただいたようにインフレスライドによる割合よりも、工事そのものの変更が、割合としては多くなってございます。

こういった工事でこういったことが起こり得るのかということですが、我々も工事を発注する段階ではきちんと設計をしまして、検討もしてやっておりますが、前の工事が遅れた、その影響もあったり、あと地下を掘削するので、それをやっていく中で判明するもの等もございまして、可能性としてはあるのかなと思っております。ただ、当初から、その可能性でお金を積んでしまうということも、ではそのやり方で施工しなかったら、ただ受注者側がそのお金だけをもってしてしまうという形にもなりますので、我々としては、できるだけ最小コストでできるようにという工法をきちんと選定してやっているところですので、ご理解いただければと思っております。

○西本委員

工事の変更の必要性は分かりました。事前に予測できるものであれば回避できるのかとは思いますが、なかなかそれは難しいと。やってみないと分からないという部分もあるので、ある程度は仕方ないことかなと思いますけれども、でもあまりにも、26%増となると、金額が大きいなという思いがあるのです。いや、分かるのですよ。結果論になってしまうので、あまり予測の中では話ができないということは重々分かっていつつも、やはり工法が変わったりすることによって、ほかの事業者のほうノウハウがあるかもしれないということも多々あるかなと思うのです。当初の設計で考えられた中で最善という形で契約できたかもしれないのですけれども、もしかしたら途中で変わることによって、ほかの業者のほうが悪かったかななどという、そのようなこともあり得るかなと思うので、ただ、これは難しいです。それを予測しろといってもなかなか難しいところなので、これから大幅な変更、インフレスライドということは分からないではないのですけれども、変更があつての変動値があまり大きいと、やはり追及せざるを得ないという状態になってしまうので、配慮していただきたいなと思います。

それと、資材高騰などもいろいろあるのではないかなと思うのです。これに限らず、全体的にどのぐらいのペースで、負担額というものは、このような工事は増えてくるのですか。例えば、全然関係ないのですけれども、庁舎の建て替えなども初め400億円と言っていて、560億円になって、下手するともっとその上にいくのではないかなというような思いもあるわけです。だからこれ、今後この割合等を考えたときに、どう考えた方がいいのですか。あまりかけては駄目などと言っているのではなくて、ある程度そのような予測の下で予算を考えていかなければならなくなっているのではないかなと。だから1つの工事に対して、このような審議をして決めていくということは当然必要なことだと思っておりますけれども、今のこの物価高の状況を考えていくと、これから、見通しも含めると、それをプラスアルファ考えておかなければいけないという、そのような範囲などというものはある程度考えられているのでしょうか。

○佐藤経理課長

資材等が高騰している中で、予定価格をどう考えるかということで、基本的には、区役所の予算につ

いては年度ごとで管理するということがございまして、契約に関しても、発注に関してはその時点での単価、人件費もそうですし、資材費もそうですが、それを基にして算定して予定価格を立てる。応札していただく事業者側も、その前提で応札いただくということになっております。おっしゃるとおり、高騰がずっと続いているという状況ではありますけれども、今後も同様に続くかどうかというところは、分からないところはあると思います。そのために、今回ご提案している中でもインフレスライド条項の適用がございまして、そういった制度で、行政としては事業者の必要な経費については担保しているという仕組みですので、委員のご提案のところはなかなか難しいかなとは考えます。

○西本委員

では、基本的なことに立ち返ってお聞きしたいのですけれども、インフレスライドとなったときに、ある程度の物価高騰の割合があつて、ではこれぐらいあつたらもう考える時期だよなという、ある程度の基準のようなものがあると思うのです。そのときに、ではこのような契約案件を考えたときに、例えば1年後には変動見直しをしようとか、このような状況になったら、やはり今の契約の状況では賄えられないよなというような、目安というものは、庁舎の中ではある程度決められているのか、予測値というか、そのようなものはあるのでしょうか。

○佐藤経理課長

インフレスライドの発動の基準というところかなと思いますけれども、基本的には人件費に当たります設計労務単価については、国のほうで全国の状況を調査した上で職種別に毎年出しているというものでございまして、それが著しいインフレに当たるということであると、国のほうでもインフレスライド条項を適用するということを公表すると。これまでの例でいきますと、東京都、あるいは品川区を含めた自治体についても、それを見ながら適用しているところですので、明確に、例えば何%というような基準はございませんが、著しい物価、人件費の高騰があるという状況であれば適用されるというように認識しております。

○西本委員

国や東京都からの受託という形であれば、それは保証されてきますから、要は品川区の懐は痛まないと思うのです。ただ、品川区の独自の事業でやっていたり、例えば何分の何で品川区が負担するというような状況になったときに、やはり増えてくるわけです。それをある一定の予測を立てていかないと、お金がないという状況にもなりかねないと思いますので、今後いろいろな契約案件が来たときに、特に品川区の負担があるものについては、やはりある程度予測を立てて予算を立てていかないと、工事の見直しをせざるを得ないという状況になってくるものが出てくるのではないかなと、非常に心配しております。十分に庁舎の中では検討されていることだとは思いますが、ぜひ、これから1年、2年だけではなくて、ある程度の中期的な予測も立てながら、財政の編成なども考えてほしいなど、そのことを要望しておきたいと思っております。

○こしば委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○こしば委員長

それでは、これより第95号議案、第二戸越幹線整備工事（北品川特殊人孔等整備）請負契約の変更について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で、原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。河川下水道課長はここでご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

(3) 第93号議案 西五反田公園改修工事請負契約の変更について

○こしば委員長

次に、(3)第93号議案、西五反田公園改修工事請負契約の変更についてを議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、続きまして、資料は13ページにお戻りください。議案審査(3)、第93号議案、西五反田公園改修工事請負契約の変更につきましてご説明いたします。

本件は、令和5年第3回定例会で議決をいただきました西五反田公園改修工事請負契約におきまして、賃金水準および物価水準の変動に伴い、契約金額の変更を提案するものでございます。

契約の相手方は東京グリーン・日緑建設共同企業体、代表者、東急グリーンシステム株式会社東京営業所所長、藤本隆氏でございます。

14ページをご覧ください。5の変更概要でございますが、施工方法の変更をするとともに、品川区工事請負契約条項の規定に基づく、賃金水準および物価水準の変動によるインフレスライド条項を適用

するものでございます。

契約金額は、第1回変更の金額の2億8,336万8,800円を2億9,728万9,300円に増額するものでございます。なお、当初2億7,662万3,380円で契約し、1回目の変更は5%以内の契約金額の変更であったため、令和6年第2回定例会に専決処分の報告をしております。今回の変更は、当初の契約金額に比べ2,066万5,920円の増額であり、約7.47%の増となるため、専決処分として報告できる議決を得た契約金額の5%以内の変更を超えるため、今回提案させていただくものでございます。

なお、本件は明日の建設委員会で工事内容の詳細が報告される予定です。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○こしば委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○西本委員

当初が2億7,662万円余ですよね。第1回変更、今回2回目ということで、これ1回目のときは専決処分だった。今回はさらに追加された分だけだとすると4.9%増だから、専決処分でやれたのではないですか。すみません。考え方を教えてください。

○佐藤経理課長

今回2回目の変更でございまして、委員ご指摘のとおり、1回目の変更の金額からは5%以内の変更となりますけれども、令和4年度に5%以内の契約変更については専決処分で報告するという取決めになりましたが、この変更に関しては、あくまで当初の契約から考えるというところで、他の自治体の事例も調査しましたがけれども、同様に運用されているというところなんです。基本的に大きな変更については引き続き議案として審議いただくということですので、仮に何回かに分けてやってしまいますと、それ自体は、当初の趣旨からは外れるということで判断しておりまして、今回提案させていただいております。

○西本委員

とすると、当初予算から、変更が何回かあったとしても、5%以上になった場合は、専決処分ではなくて議決が必要という形なのですね。そうすると、後で専決処分の報告があるのですが、それもそのような形になり得るということですね。

それで、今回の変更が幾つかあるのですけれども、工事のこの1回目と2回目というものが、全然変更の内容が違うという理解でいいのですか。どのような、これにお金がどのぐらいかかっているからというような、そこを教えてくださいのだけれども。

○大友公園課長

第1回目と第2回目の変更内容は異なるものでございまして、第1回目の変更は、第1回目の変更があったときまでに発生したものでございます。第2回目の変更は、第1回目の変更後に起きたものに対して変更を行ったものという形になってございます。

○西本委員

1回目と2回目の変更の内容が、変更概要の中に入っているものですよという理解でよろしいでしょうか。そうすると、この(1)(2)(3)とあるのですけれども、どのぐらいの割合になっているのですか。要は、工事の変更の部分とインプレスライド条項で、どのぐらいの割合になっているのか教え

てください。

○大友公園課長

第2回の変更概要が、今回記載させていただいてございます変更概要という認識で、そのとおりでございます。

割合についてなのですが、この第2回の変更の半分以上、6割程度がインフレスライド条項の適用になってございます。

○こしば委員長

ほかございますか。

○大倉委員

いろいろ質疑を聞いていて分かったのですが、今回変更内容が、半分以上がインフレスライド条項というところで、変更しなければいけなかった理由が、(1) (2)というところは何かあったのでしょうか。舗装復旧面積の変更など、1回目ではそこまでこれが必要ではなくて、2回目で必要になったというところの、バリアフリー施設はちょっと何だか分からないので、教えてほしいということ、休憩施設がもう少しあったほうがいいよねということは後から出たということだったと思うのですが、そうなった理由を教えてください。

○大友公園課長

まず1点目、舗装復旧面積の変更なのですが、こちら設計時に想定した面積はあるのですが、まず机上で水道局等と撤去管の発生する面積を想定していたのですが、工事時の立会いの下に、もう少し詳細で、現地立会いの下で変更が生じたというところで、復旧範囲の変更等が生じているというところになってございます。

また、バリアフリー施設というところ、少し分かりにくいのですが、公園の中にトイレがございます。そのトイレ内、基本的にはバリアフリー法と言われる、法律の基準に沿って設計しているところがございますけれども、建築課との協議の結果、様々な公園利用者の利便性を向上するためには、より手すりがあったほうがいだろうという話等があり、手すりを追加で設置させていただくものがございます。

また、休憩施設につきましてなのですが、こちら第1回変更後に、公園を部分開放しております。部分開放している利用者の方々から、ベンチがもっとあればいいのにねというお声をいただいた中で、追加で設置をさせていただくものがございます。

○こしば委員長

ほかございますか。

○須貝委員

4月22日に専決処分して、7か月ちょっとですか、同じ年度で二度やるということですよ。本来はインフレスライドというものは年度末に決めて、それで変動していくというようなお話を聞いていたのですが、もうその都度、年に2回でも3回でも、このようにあるのかなということを教えてください。

あと、今課長の説明で、舗装復旧面積の変更工事やバリアフリー施設、休憩施設の追加、手すり等がありましたけれども、それが費用的にかかってしまうものなのか、インフレスライドが約6割ということなのですが、もう一度繰り返しますけれども、こんな近々に、金額がインフレスライドで変わるのかなということと、工事の内容から考えると、金額的に高いのではないかなと我々は思うのですが、その辺についてどのように思われますか。教えてください。

○大友公園課長

まず、インフレスライドの適用時期なのですけれども、賃金水準および物価水準の変動が生じたというところにおきまして、事業者から、変わってきているのでインフレスライドの適用をお願いしますという形での申請があって、その申請があったところから、残った残工事分に対して実施していくというものになってございます。今お話の中であった、金額が少し高めなのではないかというところなのですが、こちら、その申請が4月にあったというところからの残工事分になるのですけれども、大体ざっくりといきますと5%から12%分の資材高騰であったというところで、それが6割程度を占める割合というところになってございます。また、舗装復旧等での金額を積み上げて、今回の変更金額になっているということでございます。

○須貝委員

人件費等が上がったということもあると思うのですが、そのようなものも、工事に今入っているわけですから、その中で職人は、その期間はある程度待機しているということもあるし、同一場所で工事をするならば、私はそれほど金額的に膨らまないのかなと思いました。

そして、インフレスライドも、それほど業者が、半年ぐらいで、急に物価が上がりましたから上げてくださいというような、そのような商慣習は私はないと思うので、少し不思議には思いますけれども、このようにかかなり短い期間でこうやって変動されるということは、やはりかなり注視していかなければいけないのかなと。私もそのように思いました。意見だけ言わせていただきます。

○こしば委員長

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○こしば委員長

それでは、これより第93号議案、西五反田公園改修工事請負契約の変更についてについて採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で、原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。公園課長はここでご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

(6) 第98号議案 教師用指導書他の買入れの追認について

(7) 第99号議案 教師用指導書他の買入れの追認について

○こしば委員長

次に、(6)第98号議案、教師用指導書他の買入れの追認について、および(7)第99号議案、教師用指導書他の買入れの追認についてを一括して議題に供します。これら2議案につきましては関連する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、続きまして、議案審査(6)および(7)、第98号議案、第99号議案につきまして、一括してご説明いたします。資料については21ページをお開きください。

本件は、11月6日の本委員会におきまして、議会の議決を欠いた契約に関する調査結果についてご報告いたしました、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、予定価格1件4,000万円以上の財産の取得については、議会の議決を経て行うべきところ、議会の議決を得ずに動産の買入れを行っていたという契約について追認をお願いするため、提案するものです。地方自治法等で定める手続を欠いたことにつきまして、改めておわび申し上げます。

それでは、最初に議案審査(6)第98号議案、教師用指導書他の買入れの追認についてをご説明いたします。

契約方法は随意契約、契約金額は4,155万7,719円、契約の相手方は東京教科書供給株式会社代表取締役社長、松枝寛氏でございます。

支出科目は平成27年度一般会計、納期は平成27年4月30日でございます。

22ページの概要書をご覧ください。

本契約は、この前年度に品川区教育委員会で採択された小学校の教科書および当該教科書に係る教師用の指導書を買入れるものでございます。

続きまして、23ページをご覧ください。議案審査(7)第99号議案、教師用指導書他の買入れの追認についてをご説明いたします。

契約方法は随意契約、契約金額は6,374万6,850円、契約の相手方は東京教科書供給株式会社、代表取締役社長、松枝寛氏でございます。

支出科目は令和2年度一般会計、納期は令和2年4月30日でございます。

24ページ、概要書をご覧ください。

本契約は、前の議案と同じく、前年度に品川区教育委員会で採択された小学校の教科書および当該教科書に係る教師用指導書を買入れるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○こしば委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○西本委員

まず、追認という意味がよく分からないのです。追認というものは、何でしょうか、認証されていたものに対して、追加でということですよ。これは2つとも議題に上がったことはないのです。本来は議決しなければならない案件で、それが見逃された、それを今回出しました、ということは追認ではないですよ。追認という形でこれが上程されたことが、11月6日の総務委員会のときにあまり意識がなかったのですけれども、改めて調べ直すと、追認ということはふさわしくないのではないかなと思うのですけれども、その辺をまずお聞きしたいのですが。

○佐藤経理課長

今回追認の議案を出させていただきました、このそもそもの意味というところかと思えます。地方自治法第96条に基づく議決を欠いた執行行為になりますけれども、こちらは法律上の規定に基づく手続を取っていないということです、原則として無効ということになります。ただし、地方自治法の趣旨といたしましては、地方自治体は、財産運営上損失を被ること、あるいは住民の負担を増加させること、ひいては地方自治を阻害する結果になることなどを防止する目的としております。議会に事後的に追認の議決をいただければ、議決を欠いたことの、いわゆる法律上の瑕疵というように申し上げますけれども、こちらの瑕疵は治癒されるということで説明されているところです。

他の自治体でも、この教師用の教科書、指導書につきまして、議決を欠いていたという事例が何例かございまして、その場合も同様に、追認の議決という形で提案されて議決いただいているということでございます。今回、区といたしましても、今定例会に追認の議案を提出させていただいて、今後二度とこのようなことがないように事務を見直すということを考えております。

○西本委員

このようなケースにおいて追認という形で議会に上程することは法的な根拠もあるという意味ですか、今おっしゃっているのは。そこを教えてください。

○佐藤経理課長

いわゆる法律上定められている手続というわけではございませんけれども、本来であればされるべきであった手続について、後ほどといいますか、時間がたっておりますが、議案として提出して議決いただくと。そのようなことによって、遡ってという形になりますけれども、その当時契約したこの案件について、時間はたちましたが、法律上の手続を経たという形になりまして、遡って有効になる、このような手続でございます。

○西本委員

すみません、ちょっと初めから手間取ってしまったのですけれども、追認をする、追認という表現ですね。正しい表現になっているのかということを考えて、お考えはお聞きして分かりましたけれ

ども、やはり上程されていないものなので、これが例えば、何でしょう、更正など、違う言葉のほうが分かりやすかったのではないかなど。ほかの自治体の事例も含めてというようにおっしゃっていましたが、ちょっとこの追認という言葉が不明瞭なのかなど感じております。今後ないということなので、このような言葉がないようにお願いしたいと思います。

そこで、11月6日に頂いた資料を改めて見させていただくと、不思議なことがあって、ライセンス調達、デジタル指導書、デジタル教科書も含めて、取扱い、これ文部科学省の通知で、デジタル指導書、教科書についてはライセンス契約という形で、動産ではないというような、そのようなことをちらっと聞いてはいるです。だけれども、結構金額が大きいのです。例えば令和6年度にすると1億円を超えているのです。したがって、ライセンス契約だから、別に動産ではないから、議会に上程しなくていいのかということは、ちょっとこれ、今後大きくなってくると思うのです。デジタル化がこれから推進していく中で、どんどんこれが増えてくる。そうすると、動産ではないから議会に通さなくてもいいというようになってしまうのではないか。でも、これは大きなことだと思うのです。それで、その解釈で、文部科学省の解釈と、これから全体、文部科学省だけではないです、これデジタルというものは今後庁舎内でいろいろところでデジタルになって、ライセンス契約などが出てくると思うのです。そうしたときに、今回は文部科学省の解釈の中で、これは動産ではないからということで説明しているのですけれども、でもそれでいいのですかということが非常に疑問なのです。ですから、役所としてはこのようなデジタルというものに対してどのような考えで扱っていくのかということは見直しを図っていかなければいけないし、国の動きが何かしら示されているのだったら、それも示していただきたいと思うのですけれども、そのようなことが不思議です。なぜライセンス契約で1億円のものが今回引っかかってこないのかということが、とても不思議なのです。

それと、第99号議案のほうなのですけれども、前回の資料と契約金額が違うのです。これも一般質問であつたと思うのですけれども、この説明がよく分からなかったのです。図書費か何かが入っているという理由、そのような説明だったと思うのです。そうしたら、ほかのところは図書費が入っていないのですかという話になってしまうのです。その整合性は取れていますか、ほかのものについてもという、この金額が違うことに対する説明もお願いしたいと思います。以上、それをまずお願いしたいと思います。

○佐藤経理課長

それでは、私からは、1点目のライセンスの取得に係る部分について、議決が必要なのではないかとこのところについてお答えいたします。

契約に関して議会の議決が必要というところについては、地方自治法上の規定がございまして、その中で、財産の取得・処分について定められております。条例で定める財産の取得ということになっておりまして、地方自治法施行令のところで、不動産または動産の買入れというところを言っておりまして、一定の金額を示していて、それに横引いてといいますか、参照して条例を定めているというところになっております。その中では、今回別途ご提案しております、工事に関しては1件1億8,000万円以上の工事、動産あるいは不動産の買入れの部分については、動産は予定価格1件4,000万円以上の動産の買入れ、土地に関しては1件5,000㎡以上のものに限るという注釈はつきますけれども、同様の買入れということになっております。ライセンスの購入に関しては、今回のデジタル教科書以外にも、区としましてはいろいろなソフトのライセンスを主にデジタル推進課等で購入しておりまして、こちらは契約規模といたしましては、何億円というものも多くございます。また、役務の提供、いわゆる

委託などでも、やはり大きな金額のものがございます。ただ、議会の議決が必要というものについては、地方自治法上の規定、あるいはそれを引いた条例の規定に基づいて対応するというところでございますので、区の様々な中から、この動産、不動産、あるいは工事に関する部分について議決をいただいているという状況でございます。

○柏木学務課長

私より、11月6日の調査報告の金額の違いでございますけれども、調査報告の資料でつけさせていただいています教師用教科書、指導書の財務伝票調査、これにつきましては、学務課の予算の中で教科書、指導書等の契約をしたものの一覧となっております。今回追認で、令和2年度分を出してございます。そちらとの金額の違いですが、令和2年度の教師用指導書他の契約につきましては、こちら調査報告の資料の10ページ目にあります金額、契約額にプラスで、品川図書館が学校図書館に整備する教科書の契約、約72万円が入ってございますので、調査としてはこちら学務課の予算のもので、契約については学務課分プラス品川図書館分が入った金額となっております。その部分が金額の違いとなっております。

また、教科書を買うときに学校図書館分等を購入する場合はございますが、それを合わせたとしても、今回の令和2年度以外で4,000万円を超えているものはないということでございます。

○西本委員

まずライセンス契約については、議決をするという基準がないということですよ、今のところ。だから今の状況だと議会にかからないということです。これすごく大きいことだと思います。だって、何でしょう、何億円かかっても、基準がないから結局議決しなくてもいいよねということです。これすごく大きいことだと思いますけれども。地方自治法で定まっていなくていいのですということにならないのではないかと私は思うのですけれども。これ区で考えないのですか。どのような考えをこれからしていくか、この金額がこれからもっとも大きくになります。でも、議会にかけずに決まってしまうのです。いかんどうかのジャッジもできず。これ下手すると議会蔑視になってしまいます。きちんと見てかないと駄目です、本当に、皆さん。決まりがないということですから。その考えをもう少し深く教えていただきたいということと、それから図書も入っているということなのですけれども、なぜ図書費なのですか、今回。入れる必要はなかったのではないですか。別々というのだったら。

これ不思議なのです。この11月6日に頂いた資料の一覧、10ページのところの一覧を見ると、例えば令和6年度のところでは、東京教科書供給株式会社というものが幾つも入っているのです。こればらばらではないですか。同じ会社だったら同じ、契約日が4月1日になっているのです。上2つにしてみても。2番目はライセンス調達だから、今でいうと入れなくていいという形です。だけれども、その後また教科書、契約日が7月3日に、また東京教科書供給株式会社となっているのです。それで教師用指導書他になっているのです。ですから、まとめているものとまとめていないものと、それと各学校での契約の合算額が何点も書いてあるのです。合算をしているものもあれば、別々のものもあれば、これどのような決まりでこの計算をしているのですか。相手方は全部東京教科書供給株式会社です。まとめるのだったら、同じ時期に契約するのであれば、そこで合算ではないのですか。合算でやったら、4,000万円以上になるケースも出てくるのではないかなと思うのですけれども。ちょっと計算はしていないけれども。相手側が違うのだったら別々でいいと思うのです。だけれども同じです。これほとんど東京教科書供給株式会社でしょう。その考え方です。東京教科書供給株式会社であっても、もう別々の項目で出していたら、それぞれが4,000万円以下だったら議決しなくてもいいですという

ことなのか、でも片や、先ほど図書も入っているのですということをやったりしているわけです。どちらが正しいのですか。その決まりがよく分からないのです。教えてください。

○佐藤経理課長

私から、先ほどのライセンス契約、非常に大きくなるので議決が必要なのではないかということについてお答えいたします。

基本的に毎年度、区の必要な経費については予算という形で議会に提案して、ご議論いただいた上で議決を得ているということでございます。その上で、地方自治法上、この契約については別途議決が必要という規定になっておりまして、その中で動産、あるいは不動産、また、工事案件について一定金額以上というように決まっております。それで、今回デジタル教科書についてのライセンスの購入という部分については、この動産に当たらないということで、議決が必要ではないという整理をしております。ライセンスの購入について動産ではないということは、デジタル教科書に限らず、他のシステムのソフトなどといったものについても同様に取り扱っております、これに関しては地方自治法で定めるところでありますので、全国一律でございます。したがって、今後、ライセンスの購入に関して一定金額以上がかかったといたしましても、議会に議決を諮るということとはございません。

○柏木学務課長

私のほうは契約のまとめ方の話になります。まず令和2年度、先ほどお話しした内容につきましては、学校図書館分ではございますが、同じ教育委員会内で教科書を購入するというので、同時期でしたので、そこはまとめさせていただいたというものになります。それと、ほかの年度等で4月に購入、または6月や7月に購入しているものがございますが、件名と相手方は同じでございますけれども、4月に購入しているものはその年度に使用する教科書で、教科書によっては上巻、下巻に分かれてございますので、その場合上巻を購入してございます。そして、6月または7月に購入しているものでございますけれども、こちらは先ほど言いました下巻の購入になります。特に教科書採択のときになりますと、4月当初では下巻はまだ発売されておられませんので、4月当初には契約ができないと。ですから、発売された6月下旬から7月等に改めて契約をするという形を取ってございます。

○西本委員

ライセンス契約については、これは国も今後整理してくるのだろうと思います。どうか分かりませんが、だってこれからどんどん増えてきますものね、この割合が。ライセンスと、それで済まされて議会に上げられないというような状況はよくないと思いますので、それは改善を要求していくということが必要かなと思っています。ですから、今はその根拠になるものがないので、議会に上程するということはないのかもしれませんが、ただ、それでいいのかということです。大きな金額が動いているわけですから。そうしたときに議会に上程しないで済まされてしまうということは、やはり議会蔑視と言わざるを得ない状況だと私は強く思います。確かに当初予算で予算の審議があります。そこでやったとして、大体大まかに賛同されたという形で、それでオーケーになるという形では済まされません。だって、そのときには細かい部分が出てこないのだから。大枠しか出てこないわけです。だから、定例会の中で、議案が出てきてそこで審議をする、補正予算が来たら補正予算の審議をするというものを私たちはチェックしているわけではないですか。チェックしなくていいというのだったら、議会はなくてもいいわけです。そのようなものが出てきてしまったら。明らかにこれ、議会蔑視だと思います。根拠がないから今はできませんということとは分からないではないけれども、やはりそのような感覚をきちんと持ってほしいと思います。税金を扱っているわけだから。議会できちんと報告をするという、何

かしらで検討してもらいたいと思います。私たちも、デジタルといったら少し気をつけなければいけないのです。どのくらい使っているのですかなど。必ずそれも報告の中に入れてもらいたいです。全てのデジタル化、これからいろいろ購入されるとは思いますけれども、それはきちんと報告の中に入れてもらいたいと、これは要望しておきます。

それと、第99号議案のところなのですけれども、もう一度聞きます。別々だったら、この72万円ですか。図書経費は入れなくてもよかったのではないのかなと思うのですけれども、なぜ一緒にしてしまったのかなと思うのです。一緒にした理由がよく分からないのです。そこを教えてください。

○佐藤経理課長

今回でいえば学校で使う分と図書館で使う分の教科書を一緒に契約しているというところだろうかと思えますけれども、この件に限らず、区の予算は、現在であれば各所属別に予算を立てて、予算書上でもそういった整理で計上しております。したがって、各所管から契約依頼という形の手続きを取りますけれども、それはその時点ではばらばらに上がってくるわけなのですが、ただ、相手方が一緒ですとか、目的が一緒、今回でいえば教科書、指導書ですけれども、ものが一緒ですが、そういったものについてはまとめて入札にかけると。あるいは、今回でいえば随意契約ですが、契約するということは、これまでほかの案件でも行っておりまして、例えば複合施設でいきますと、いろいろな施設を合わせた工事になりますけれども、そうすると、例えば保健センターと特別養護老人ホームなどですと、衛生費と民生費と分かれて予算計上して、それぞれの所管から契約依頼が上がってきますが、それは一括した形で入札にかけるということをやっております。したがって、今回のこの件についても同様とお考えいただければと思います。

○西本委員

そのような理論でいったならば、ここの11月6日の資料でいう、各学校での契約の合算額というものがあるではないですか。これ合算で4,000万円以上のところがあるのです。合算のときはいいのですか。これちょっとよく分からないのです。

○柏木学務課長

各学校の契約の合算額ですけれども、こちら教科書、指導書等の予算を各学校ごとに配当しております。各学校に必要な教科書、指導書について、学校長の契約権限の中で買っているものになります。それを一覧にしますと、膨大な量になりますので、各学校分については、それをある意味、年額全部まとめてこちらに掲載をしていると。そのようなことなので、内容としては各学校の校長の契約権限の中で各契約がされているというものになります。

○西本委員

まとめていきますが、ライセンス契約については、今後行政として全体で見直しを図っていただきたいと強く要望したいと思います。

それと合算、分かるのです、それぞれ校長先生の契約権限だから。だけれども、なぜばらばらでやるのと。同じところの、東京教科書供給株式会社というところでやるのだったら、まとめて買えばいいのではないかと。まとめて買って、それで例えば6,000万円などになるわけですが。そうしたら、4,000万円を超えたら議決案件になるわけでしょう。だけれども、こればらばらで買ったら議決案件にならないのです。どうしても逃げになってしまうのではないですか。そう捉えたくはないですけれども。校長先生の額はそれほど大したことがないので、各案件でやってしまうとばらばらで、議決するほどの金額にならないと思いますけれども、まとまったら大きいと思います。だからそのようなも

のを含めてやると、議会にどのようなものを上程するべきなのかということです。今回これがあつたからこのような問題があつて、今回の本会議の一般質問でもありましたから、気をつけなければいけないという点が分かりましたけれども、このままいったら議会蔑視で終わりということになってしまうので、そうならないように、やはり税金を使っているわけです。扱っているわけですから、やはり慎重に、しっかり議論をして、必要なかどうかも含めて議会の中で議論するという、そのようなことはぜひやっていただきたいと思います。これは強く強く要望して、終わりたいと思います。

○久保田企画経営部長

今議会蔑視というお話もございましたけれども、私どもは地方自治法や、また区の条例等に基づいて、きちんと報告をしているところでございまして、それぞれについては、決して議会蔑視をしているといったものではございません。

この契約の関連にしましても、今経理課長からもご説明をさせていただきましたけれども、条例で定める一定の契約は地方公共団体の大きな財政負担となりますので、条例で決めた金額以上のものについては、基本的な事項の適否を議会にチェックしていただきたいという趣旨で上程させていただいているものでございます。また、予算特別委員会等でも、年間の予算額等もご審議していただいておりますので、ご議決をいただいた後に、我々は執行機関として、それぞれの契約をしながら、迅速に区民サービスを提供するために執行しているといったものでございますので、我々は決して議会を蔑視しているという、議会軽視しているものではないということをご申し述べさせていただきます。

○こしば委員長

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず第98号議案、教師用指導書他の買入れの追認についてにつきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

一応賛成いたしますが、先ほど部長からもいろいろありましたけれども、根拠がないことは分かった

ではないですか。ライセンス契約については、だけれども、それでいいのですかと言っているにすぎないのです。それでよくないでしょうという、だからそれを考えてくださいというものが私の意見です。ですから、そうしないと議会軽視と言われても仕方ないですよということが私の意見です。そうではないというものが反論だと思えますけれども、ぜひしっかり議会で議論できるように、予算を、当初予算が賛成されたから何でもやっていいというわけではないです。委員会いらないではないですか、そうしたら。きちんと途中、途中の、きちんとした計画が立ってきて、それを全部審議していくわけでしょう。それをせずにして、いや、予算で決めたから、賛成されたからいいでしょうではありませんので、そこだけは付け加えさせていただきたいと思います。

○こしば委員長

それでは、これより第98号議案、教師用指導書他の買入れの追認についてについて採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で、原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、第99号議案、教師用指導書他の買入れの追認についてにつきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○こしば委員長

それでは、これより第99号議案、教師用指導書他の買入れの追認についてについて採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で、原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。学務課長はここでご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

(1) 第88号議案 品川区公契約条例

○こしば委員長

次に、(1)第88号議案、品川区公契約条例を議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、続きまして、資料は2ページをお開きください。議案審査(1)第88号議案、品川区公契約条例につきまして、ご説明いたします。

資料の項番1ですが、品川区公契約条例の目的です。大きくは2点、(1)としまして、入札等の適正化および労働環境の整備を推進し、区の締結する契約の適正履行や良質な品質の確保を図ること。および(2)といたしまして、誰一人取り残さないSDGsの理念を踏まえ、賃金をはじめとした労働環境の確保を図ることで、区民のウェルビーイングの向上につなげるということでございます。

次に、2、これまでの取組ですが、特に労働環境の確認につきましては、品川区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱を平成31年に制定いたしまして、区が発注する予定価格2,000万円以上の工事請負契約および委託契約を対象に、契約の相手方の事業者から労働環境チェックシートの提出を受け、労働環境の確認を行ってまいりました。

次の3、条例の検討についてです。この間区では、公契約条例を制定したほかの自治体の動向や、区内関係団体との意見交換を踏まえ、研究を深めてまいりましたが、近年の社会経済情勢等を踏まえて、条例制定に向けて具体的な検討を行うことといたしました。検討に当たりましては、(1)検討組織といたしまして、品川区公契約条例に関する検討委員会を本年8月に立ち上げました。委員構成は資料記載のとおりですが、学識経験者3人、労働者団体関係者2人、事業者団体関係者2人といたしまして、専門的な見地から、また、実際の労働者および使用者としての立場から、条例制定に向けた建設的なご意見をいただきました。具体的には、条例制定の論点であります(2)検討事項について議論をいただいたところです。検討事項のアのところですが、条例のタイプといたしましては、特別区内におきまして、多くの区が採用いたします賃金条項型、これは一定の報酬を契約の相手方である事業者がその労働者に支払うことについて条例に規定するタイプになりますけれども、こちらのタイプになっております。ほかのタイプといたしましては、この報酬についての規定を設けない、いわゆる理念型と呼ばれるタイプがございます。検討委員会の中では、前者の賃金条項型がよいというご意見をいただきましたので、それに沿った条例案を作成し、今回提案するに至りました。そのほかの検討事項としましては、イ以下に記載の労働報酬下限額、対象契約、労働環境確保策などについてご検討いただき、いただいた意見に沿って条例案を作成しております。

次に、4、品川区公契約条例の概要です。本条例の概要につきまして、以下ご説明いたします。まず、(1)として基本方針です。区における公契約に係る基本的な方針は、大きく4点、ア、契約手続の透明性の確保、公正な競争の促進、イ、談合等不正行為の排除、ウ、適正な労働条件の確保、エ、持続可能な社会の実現に資する取組を行う事業者の受注機会の確保などがございます。

次に、3ページをご覧ください。

(2) といたしまして、適用される公契約の範囲としましては、ア、工事または製造請負契約につきましては1億8,000万円以上の契約、イ、ア以外の請負契約および業務委託契約としましては、2,000万円以上の契約であって規則で定めるもの、ウにつきましては、いわゆる指定管理者になります。検討委員会では、適用範囲を広く取ったほうがいいのではないかという意見と併せて、事業者の負担についても考慮すべきであるという意見もありました。工事については、議会で議決が必要になる1億8,000万円以上の契約とし、委託については、現在要綱でチェックシートの提出を義務づけております2,000万円以上の契約、また、ほかの自治体でも対象としています指定管理者についても適用される範囲といたしました。

次に、(3)として労働報酬下限額の規定です。条例のタイプのところでも説明いたしましたが、アといたしまして、受注者が対象となる公契約に専ら従事する労働者等に対し、区長が定める労働報酬下限額以上の報酬を支払うことについて、契約に盛り込むことを定めるとしております。この規定の中で、報酬を支払うことについて契約に盛り込むということについては、民法上の第三者のためにする契約に該当しまして、いわゆるILO、国際労働機関の第94号条約で規定するものに該当します。この労働報酬下限額については、次のイのところの規定するように、労働報酬下限額の算出基準を品川区公契約審議会の意見を聴いて定めるということにしております。

次に、(4)労働環境の確保といたしまして、条例の実効性の確保のため、3点規定しております。1つ目は、ア、労働者からの申出として、例えば報酬が支払われない場合、区長等に労働者側から申出ができる。2つ目は、アの申出があったときに、イといたしまして、区は事業者からの報告を求め、あるいは立入調査ができるという規定を設けております。3つ目は、イの報告あるいは調査の結果、違反が認められるというときには、ウといたしまして、是正を求めることができる。具体的には、違反を是正するために必要な措置を取るべきことを求めまして、是正されない場合は、当該契約の解除や、当該事業者名等を公表して、実効性を確保するというように規定しております。

次に、(5)品川区公契約審議会の設置ですが、アのところで、労働報酬下限額、算出基準、その他の公契約に関し必要な事項を調査審議するための審議会として設置いたしまして、今回検討いただきました検討委員会と同様に、学識経験者、労働者団体関係者、事業者団体関係者を委員として設置いたします。

(6)施行日ですが、こちらは令和7年4月1日としますけれども、労働報酬下限額に係る規定等については、条例の周知および労働報酬下限額の支払いを前提とした区の予算の編成が必要になりますので、令和8年4月1日以降に締結する公契約について適用するという規定になっております。

最後に、(7)は、品川区公契約審議会の委員の報酬を定めるため、品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正を行います。

4ページ以降は条例案文になります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○こしば委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○石田(ち)委員

この公契約条例、ようやくといたしますか、本当に長いこと、建築業者の現場の皆さんや組合の皆さん

からも求められてきたものですので、よかったなどは思っております。ですから、実効性があるものにしていくというところで質問していきたいと思うのですけれども、この条例の検討のところ、検討組織が立ち上がって、検討事項もア、イ、ウ、エとありますが、この対象の契約についてということで、条例の概要でいうと、適用される公契約の範囲というところでは、工事の1億8,000万円以上の契約とあるのですけれども、なぜこの額にしたのかというところを伺いたいということと、先に公契約条例ができていた目黒区だと5,000万円なのです。千代田区は少し高くて1億円、そして世田谷区は3,000万円というように定められているのですけれども、少し高いなというように感じるのです。そうすると、公契約という範囲としては狭まってしまうのではないかなという感じは何となくするのですけれども、そういったところで、この検討委員会では、そうした額への思いというのですか、そのようなものはなかったのか伺いたいということと、なぜこの額にしたのかということで検討委員会での声と、現状でこの1億8,000万円以上、先ほどからずっと報告されていた契約というものも、1億8,000万円以上のものは議決しなければならない。したがって報告はされていると思うのですけれども、そこに合わせてきたものなのか分からないのですが、1億8,000万円以上の契約が、現状の中で、今品川区としてはどれくらいの率を占めているのかなということを伺いたいと思います。

○佐藤経理課長

ただいま公契約条例の対象となる契約の範囲という部分について、2点ご質問いただいたかと思えます。1点目、工事の範囲として1億8,000万円以上というように規定しましたが、その理由と検討委員会での意見ということかと思えます。こちらについては、委員ご紹介いただいた他区の事例についても、事例としてご紹介した上でご意見を伺ったという形で進めましたが、検討委員会では、労使双方から、いわゆる事業者の負担の軽減についてご意見をいただいたところです。特に工事につきましては、いわゆる区と直接契約する、元請と言われますけれども、そういった事業者から、再委託と申しますか、再度発注する下請ですとか、その下の孫請ですとか、そういった多重構造になっているという特徴がございます。そうしますと、今回の条例がそういった孫請のところまでも範囲にしておりますので、非常に小さい事業者であると、何かあったときは労働者から報告を受けて、区として調査をしたり、報告をしてくれということで、一定の事務負担が生じるというところがございます。そうしたときに、あまり小さい事業者ですとそれだけでかなりの負担になるので、なかなか難しいというところは意見として出たところです。それが労働者側からもご意見として出たというところでしたので、様々な、ほかの自治体のラインがありますけれども、そういった中から今回1億8,000万円というところで、労使双方、検討委員会の中でご賛成いただいたという経緯でございます。

また、現状どのぐらい、その対象になる契約があるかというところですが、令和5年度の契約開始というところでは、該当するものは11件の契約になります。複数年にわたっている契約も多数ありますので、現時点でいくともう少し増えるかということは考えております。

○石田（ち）委員

そうすると、検討委員会のほうで当事者の皆さんの意見も聴いてというところで、小さい事業者だと様々大変な部分も出てくるというところでの了承があったのかなということは分かるのですけれども、やはりここが高いと、入り口なので、狭まってしまうのかなということは思ったので、これはやっていく中でブラッシュアップというのですか、もう少し使いやすいものにしていくという改善もしていくこともできるということかということかを1つ聞きたいということと、労働環境の確保のところ、ここもすごく大事だと思うのですが、そもそもこの労働者からの申出が、要は守られていなければ

申出ができるし、区の立入調査もできるし、是正の求めもできると。先ほどの説明のところ、それが守られない場合は契約の解除や社名公表もあるとおっしゃっていたのですけれども、要は罰則的なものも含まれているという理解でいいのか伺いたしたいと思います。

○佐藤経理課長

1点目ですけれども、今回の条例の改正ができるかどうかというところですが、これに関してはほかの条例も同様ですけれども、改正については、もちろん議会への提案、議決というプロセスは必要ですが、そちらについては可能です。また、今後審議会を設置しますけれども、基本的には区長の諮問を受けたことについて検討いただいて答申をするという機関になりますが、そこでは様々なご意見が出るかと思しますので、そういったものを踏まえて、改正の是非については検討していくということになるかと思えます。

また、もう1点、労働環境の確保の点から改善を求めるということはできるけれども、罰則というところですが、例えば罰金など、そういったものはないのですけれども、先ほどご紹介したように、そういった是正の勧告に従わないという場合は契約の解除ができるというところ、また、そういった事態になった事業者については氏名を公表するというところがございますので、一定のペナルティーと言えるのではないかと考えます。

○石田（ち）委員

分かりました。適用範囲のところは、このように話し合いの中で決まっていくというところでは、そうなのだろうと思うのですけれども、もう少し低くてもよかったかなと私は思います。ということと、世田谷区なども、労働環境の確保の部分では、従わない事業者に対しては指名停止などもあるということで、そのような措置が取れるようにしておくということは、労働者を守るというところでは大事なと思いましたので、そのようなペナルティーがあるというところでは、最後の最後にあるというところは分かりました。

それで、そのためにも、やはり働く皆さん、現場の皆さんが、要は守られていないというように感じないと、申出というところにつながらないと思うのですけれども、また世田谷区なのですが、世田谷区などでは、ご自身の賃金が下限額を下回っていないかご確認くださいということで、様々な作業工員の方別に、あなたの1日当たりの8時間に換算した金額は、下限額はこれですよと、ポスターも作ったりしているのです。ですから、しっかり申出ができて改善がされるような仕組みというものをつくっていく必要があるのではないかなと。ですから、そういったことが検討されているのかということが1つと、指定管理も入れているということで、やはり賃金を上回る下限額になるというところでは、指定管理も入ったということはよかったなと思っているのですけれども、この指定管理者、全部入れていくというこの理解でいいのか伺いたしたいと思います。

○佐藤経理課長

2点お聞きいただいたかと思えます。1つは、いわゆる労働者の方への周知というところかと思えます。資料でいきますと、8ページのところが、別表というところで、それぞれ公契約に関して契約をする際にこの取決めを入れるというつくりになっておりまして、この6のところ、労働者等への周知に関する事項ということで、受注者に対して、労働報酬下限額、その他規則で定める事項について、作業所等で労働者等が見やすい場所に掲示して、この規定が入ったものを交付しなければならないというところで担保しております。また、条例自体の制定については、区としましても、ホームページや広報紙等で周知していくことを考えております。

もう1点、指定管理につきましては、指定管理者が入っております部分については、基本的には対象にするということを考えておりますが、規則で決めることとなりますので、今後、年度末に向けて調整を図っていくところでございます。

○石田（ち）委員

分かりました。本当に働かれる現場の労働者の皆さんを守るというところでは、幅広くやっていただけたらなと思っています。

それで、目的のところに地域経済の活性化、条例の目的の第1条のところの最後のほうに、地域経済の活性化というように書かれているのですが、これがいわゆる、具体的にどのような、区内事業者の受注が広がり、そして雇用を守り、そしてその人たちが適正な賃金を得ることで、それがまた地域でものを買うという地域経済につながって回っていくという、そのような理解でいいのか、この地域経済の活性化ということが端的に書かれているのですが、すごい大事なことだと思うので、区の考えるところを伺いたいと思います。

○佐藤経理課長

条例の目的のところでのお尋ねでした。地域経済の活性化を目的といたしましたのは、そもそも公契約に関しては、区内の事業者が受注できるものについては区内の事業者に対して発注するというところを原則にしておりますので、その点、また、今回労働者の方の労働環境についても確保するという役割も持っておりますので、多く、一定部分の方は品川区民であろうということもありまして、そういった形で地域経済の活性化ということも目的としております。

○こしば委員長

ほかございますか。

○松本委員

先ほど検討委員会のお話があったかと思うのですが、石田ちひろ委員から、やはり対象となる契約の金額が高いのではないかと、もう少し低くてもいいのではないかとということで、これは検討委員会の中でというような話もあったかと思うのです。確かに石田ちひろ委員のおっしゃるとおりで、結構高めなところを設定されているかと思って、そうすると、その検討委員会の中の議論というものをごまかでされたのかということが気になる。それで気になるときに、ご説明はいただいたのですが、検討委員会の議事要旨は特に公開されるような要綱にはなっていないかと思います。これはやはり公開したほうがよかったのではないかとと思うのですが、この点はいかがでしょう。

○佐藤経理課長

今回の条例の検討委員会の議事概要の公開のお話ということですが、今回条例を検討するに当たっては、いわゆる労使という、大きく見ると利害が異なる立場の方に入っていて、率直な意見をいただきたいという趣旨で会議自体も非公表といたしましたし、要旨あるいは議事録というところも非公表とさせていただきます。その上でご議論いただいたことによって、非常に現場に即した形の率直な意見がいただけたかなと考えております。今後設定いたします審議会については、区長の附属機関になりますので、原則公表という形になるかと思っておりますので、そういった今後のご意見については、適宜公表していくということで考えております。

○松本委員

ありがとうございます。おっしゃるとおりで、特にこれは労使の問題なので、なかなか大変なところもあるかと思っております。とはいえ、議事の要旨ぐらいはいけるのかなというような思いもありますので、

今後は、審議会で検討される時は公開されるということですが、できるだけ公開の方向で考えていき、様々な検討の場合には公開で考えていただければと思います。

それで条例なのですが、これ条例案を拝見すると、もうこの数年で制定されている公契約条例、ほかの自治体のものとほとんど同じやり方でやられていて、別表もあるというところかと思いますが。他自治体のものなども見ていくと、条例自体は大体同じで、別表の定めもほぼ大体一緒、問題になってくるのが、おそらく規則の定めなのだろうと思います。先ほども、指定管理をどうするかというところで、規則で定めるという話もあったり、あと労働者への周知、これも規則で定める、別表の6ですが、規則で定める事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示しというような記載になっていらっしゃるかと思うので、規則でどう定めるのかということが、今回の条例は大事なところなのだろうと思います。加えて、規則もそうですし、他自治体を見ると手引を定めていらっしゃる、その手引にどのようなルール設定をしていくのかということがとても大事な条例なのだと思います。その中で、恐らくここがすごく大事だろうと思うことが、別表の5に当たります区長への報告に関する事項です。こちらが「受注者は、規則で定めるところにより、労働者等に係る労働環境の整備に関する事項を区長に報告しなければならない」、これに何を盛り込んでいくのかということが、恐らくこの条例案が実効性があるものになるのか、あるいは形骸化するのかというところの分水嶺になるかなと考えていて、他自治体を見ると、もう本当にチェックするのだぞというような意識があるところは、労務台帳まで出させています。労務台帳を出させることによって、それこそ孫請などの最低の労働賃まで全部出させて、それを機械的にチェックしていくということまでやっている。ここまでやると、労働者からの申出のところはもちろんあるのですが、この前の段階で、少なくとも孫請、さらに下の下、さらなる下の会社がどこまできちんと出しているのかというところを機械的にチェックできるようにしているところかと思いますが。本区の場合に、そこまでかなり詳しくやろうと思われているのか、あるいは、申し訳ないですが、ほぼ形骸化しているチェックリスト方式のレベルでとどまるのか、この辺りのお考えはいかがでしょうか。

○佐藤経理課長

委員から何点かご質問いただいたので、整理してご答弁申し上げます。

まず、他区の、あるいは他自治体の条例と似ているというところのご指摘ですが、いわゆる公契約条例についてはいろいろな自治体で制定されておりますが、国の法律を基にして制定しているところではないというところが大きな特徴かと思っております。それぞれの自治体で制定後運用を図って、その課題などを後発の自治体が改正するような形で進んできているというように認識しております。23区においては14区制定というところで、いわゆる半分を超えたというところもありまして、当初は事業者の負担というところがかなり課題ではないかという認識ではございましたが、運用していく他の自治体の事例などを見ますと、対応できるのではないかということもありまして、今回条例化を図るところを見ております。ですから、いろいろな自治体の課題を解決するという過程で、似たような形になってきているのかなとは考えております。

もう一つは、今後、規則もそうですけれども、手引等も必要ではないかというところですが、こちらについては、我々としても、詳細についてはなかなか取っつきにくい条例かなとは思っておりますので、丁寧に説明していくところで手引等も考えてございます。

最後、事業者に対して、例えば労務台帳というご指摘でしたけれども、どうするかというところ。運用を図っている自治体から、いろいろヒアリングや意見を聴いたりという中では、事業者の負担とい

うところはやはり共通した課題になっておりまして、一番はっきりすると委員もおっしゃられましたけれども、労務台帳をはじめとした様々な台帳について全部出させると。それを全部チェックするというところが最も確保できる手段だとは思いますが、それをやると、事業者としても、あるいは、恐縮ですけども、自治体としてもかなりの負担になるというところですので、第1歩としては、今のチェックシートのような形で自己申告という形で求めると。ただ、労働者側から報告があった場合には、立入調査をはじめとしまして、実態を調査すると。他の自治体では、実態調査等までは行っているという事例は聞きませんが、ただ、当事者を一堂に会して、話し合いの場を設けるというところで多くの問題は解決されているというように聞いておりますので、そういった事例も踏まえて、運用を図っていききたいと考えております。

○松本委員

ありがとうございます。条例の内容が似通っていることは別に悪いことだというわけではなくて、それは多分最初の千葉県の野田市ぐらいから始まって、野田市のほうだと、逆に事業者に義務を課しているというような感じで、かなり問題が憲法上もあったというような話は聞いていますので、バージョンアップしてこの状態になってきているということは、それは全く問題ないと思います。

それで、労務台帳のあたりですけども、おっしゃるとおり、やはり事業者の負担はかなり、たしか出させているのは足立区だったかなと思うのですが、かなり負担になるということも理解できます。そうすると、やはりこれは戻って、労働者側からの申告がどこまできちんとされるかということが大事なかなというところで、そうすると、先ほど石田ちひろ委員がおっしゃられていた、労働者側が自分の時給が今下回っているのかどうなのかということを知る機会がどこまで確保できるのか、周知できるのかということかと思えます。その部分を他自治体の例も参考にされながら、かなり分かりやすく、もうそれを手引の中のルールにするぐらいなやり方で、使用者側がしっかりと周知できるような体制をつくっていただきたいなと思います。

本件は、恐らく運用してからまた実際の、規則もそうですし、手引の内容などが大事になってくるかと思えますので、引き続き私としても注視させていただきながら、何かあれば提言させていただければと思います。よろしくお願いします。

○こしば委員長

ほかございますか。

○西本委員

目的の(2)がよく分からなかったです。(1)は分かります。(2)が、SDGsの理念や区民のウェルビーイングの向上などと書いてあるのですけれども、何かよく分からないのです。先ほどもご意見があったのですけれども、条例の中の目的の第1条、ここの下から2行目、持続可能な社会の実現とか、地域経済の活性化とか、区民の福祉の増進に寄与するというものがここに匹敵するのかなと思うのですけれども、これ要るのですか、条例の中に。これももともとは、結局公契約条例だから、要は事業者の方々、雇われる側、労働者、事業所、事業者の規定ですよ。その中でなぜ地域活性化、確かにそれは間接的にはそうかもしれないですけども、条例にこれを入れる必要はないのではないかなと私は思いました。なぜこれ入れるのという。少しかけ離れていませんかと思えます。間接的には分かりますよ。分かりますけれども、あまり直接的に関係ないことを書く必要はないのではないかなと思えます。ですから、ここは削除を求めたいと思っています。これもこれで決まったわけではないので、これからいろいろ変えられる可能性はあると思うので、そこは少し見直しをしてほしいなという意見です。

それから、条例の検討委員会で委員の交代なしということをおっしゃっていました。分からないではないのですけれども、今回の学識経験者3人、労働者、事業者、2人ということなのですが、名前などはもう、どこの団体かということもおっしゃれないのですか。例えば、労働者団体といったら組合なのか、それから事業者団体というものは、何人ぐらいの事業者のところが今回の委員になられたのか。というのが、大手会社だけではないのです。大企業だけではなくて中小企業、どちらかというところ、この条例というものは零細企業、中小企業のほうに非常に関係してくると思うのです。その人たちを守るという。要は、孫請という形になると、そのような、何でしょうか、小規模、零細企業という方々がすごく関与してくるのです。そうなった場合に、1億8,000万円という金額にせよ、本当にこれでいいのという部分もあるのです。ですから、どのようなレベルの人たちが今回の検討委員会に入っていたのか。これ大企業だけだったら問題です。大きな問題だと思います。その状況、話せる範囲で結構ですので、お答えいただきたいと思います。

それから、これ議会への報告はどうされるのですか。契約案件なので、契約案件が出てくると思うのですけれども、では、この公契約条例に即した形でどうなっている、ああなっているなどという報告もしていただけるものなのではないでしょうか。チェック機能です。どこまで、審議会ですか、立ち上がるということなのですかけれども、議会に対する、何かそのような説明というものはしていただけるものなのかもお答えいただきたいと思います。

○佐藤経理課長

大きく3点いただいたかと思いますが、1つ目ですけれども、条例の目的というところでは、今回ご説明の資料といたしまして、いわゆる条例の案文をかみ砕いたような形でご説明差し上げましたけれども、委員ご指摘のとおりで、条例案文の中で第1条で目的を定めております。その後段のところ、もってというところからですけれども、「持続可能な社会の実現、地域経済の活性化および区民の福祉の増進に寄与する」というところを目的としております。これはその前段のところ、公契約について適正化を図ること、あるいは労働環境の整備を図ること、公契約の適正な履行および良好な品質を確保することということをして第1の目的としておりますけれども、これと同じことで、それによって区民の幸福度を上げるのか、結果的に持続可能な社会を目指すのか、地域経済の活性化も同様ですが、そういったものにつきまして、条例の目的として定めさせていただいた、このような趣旨でございます。

次に、今回条例を検討いただきました検討委員会の構成についてですけれども、議論の中身としましては、先ほど申し上げたとおり、なかなか公表は難しいというところですが、関係団体といたしましては、学識としましては、大学の先生や弁護士、社会保険労務士という関係するところ、そして使用者の側としましては、いわゆる建設業の団体のところと、商工会議所のほうからご推薦いただいて、委員に入っている。ですから、委員ご指摘の、いわゆる大企業というよりは、区に根づいている中小の事業者の方という認識でございます。労働者のほうは、いわゆる労働団体、大きいところの区に関係するところ、あるいは建設に関しての、同じく労働団体というところから委員をご推薦いただいてご議論いただいたという経緯でございます。

最後、議会への説明というところでは、今回決めました公契約条例につきましては、労働報酬下限額というところを審議会の中で決めていただいて、それを区長が諮問して答申を受けて、それを告示という形で公表するというところでございます。また、議会への説明については、他の案件と同様、重要なものについては、常任委員会をはじめといたしましてご説明しておりますので、その中で考えていきたいと考えております。

○西本委員

目的のほうは、今までこのような条例の中で、このような表現はあまりなかったと思うのです。私はあまりこれはよろしくないと思っているので、これは私の意見です。見直しをしてほしいと要望したいと思います。

それと、条例の検討の中ではいろいろな方々、ある程度全体が分かる人が議論しているという認識でいいのかなと思うのです。何でしょう、やはり2人ぐらい、これ労働者2人、事業者2人、学識経験者はもちろん必要になってくるのですけれども、これで大丈夫だったのかしらというような思いがあるのです。いろいろな場面があると思うので、そのような人たちが見識があって、いろいろと話をさせていただけるのだったら、その中で条例という内容であれば安心かなと思っているので、もう一度お答えいただきたいということと、それから議会のほう、契約案件が来ますので、出ると思うのです。これからいろいろ細かいことが出てくると思うのです。どのようにチェックしていくとか、これからいろいろ運用上のことが決められてくると思うのですけれども、これは私たちが割と簡単にチェックできるようなものができるといいかなと思います。この公契約条例の中でも必要なところ、労務単価もそうなのですけれども、そのようなものがここではこうなっています、ああなっていますというようなものがあると検討しやすいかなと思っていますので、それも含めて、今後議会への説明、それから区民への説明、それも少し考えていただきたいなということ意見を言わせていただきたいと思います。

○佐藤経理課長

2点お尋ねかと思えます。1つ目はご推薦いただいて検討委員会で委員になっていただいた方々が、いわゆる代表する方になるかどうかということかと思えますけれども、我々としては、非常に建設的な意見をいただけたと考えておりまして、また、具体的などころでは、現場に即したご意見、やはり使用者でないと出てこないような意見や、あるいは反対の労働者でないと出てこない意見というものだったかなと考えます。また、学識の先生方も、いわゆる労働法、最低賃金を専門にしていられる大学の先生にお願いしましたが、バランスが取れたご意見をいただいたり、弁護士についても区のお仕事をやっていただいている方だったので、いわゆる学問というよりは、実地の面でご意見いただけたと考えております。したがって、全体まとめますと、もちろん代表する立場でありますけれども、現場に即した具体的にご意見をいただいた、非常によい検討委員会だったなと私は思っております。

また、議会でのチェックの部分についてはすけれども、先ほどのとおりではあります、重要な案件につきましても、各常任委員会等でご報告しているところでもありますので、もちろんそれ以外にも、予算特別委員会、決算特別委員会の場でご質問いただいておりますところもあるとは思いますが、そういった面を含めまして、ご説明していきたいと考えております。

○こしば委員長

ほかございますか。

○須貝委員

議案として提出されたのですが、何点かお聞きしたいと思えます。労働報酬下限額、下限は出ているのですけれども、実際働いている人は、清掃作業員から現場作業員、特殊技能者、あとコンピュータ関連の事業まで、もう皆さん給与、報酬はばらばらではないですか。そのようなものをどのように公契約条例に落とし込むのか教えてください。そして、実際元請が下請含めて賃金の支払い状況や勤務実態を各会社が管理していくのですけれども、これ膨大な事務量になりますよね。そうすると、会社にとっても大変なほかに、区としても立入検査、これ労働者からの申出がない限り立入検査はしないのでしょうか

けれども、実際親会社があって、下請、孫請になったときに、私たちも現場の人と話しますが、ほとんど何も言えないです。ひどい例は、作業に来ました、今日は朝9時から午後5時まで働いてもらいます、この工事があるからと来たら、資材がないから1時間で帰された。帰されたら、それは結局1時間分の給与しかもらえないから、わざわざ遠方から来ても、もう実際は賃金はほとんど払われない状態、また、今日は勘弁してよということで帰されたり、無償の場合もあるというようなことを聞くと、やはり勤務実態は、区が調査をするということならば、本来公契約をやっていくなら、区が抜き打ちの調査をしない限り、私は難しいのではないかと思います。このようなことに関して、抜き打ちはしないのだと思うのですが、区の立入調査に対して専門性のある人が必要だと思うのですが、区の職員は増やすのですか。そうではなくて、何もなければ傍観しているということなのではないでしょうか。そうすると、かなり実態と違ってしまうのではないかと思います、その辺はどうなのでしょう。

あと何か問題があったら是正勧告をして、契約の解除を求めるという話ですけれども、実際途中まで仕事をしていて、その事業を、ではやめてくださいと、やめられるわけにいかないし、そこで引き継げるかといったら引き継げないではないですか、現実論。そのようなことは実際どうなのでしょう。これ議案として出て、これを何とかやっていって、その足がかりにはなると思うのですが、その辺について、教えてください。

○佐藤経理課長

大きく3点いただいたかと思います。1つ目は労働報酬下限額についてです。委員ご指摘のとおり、公契約といいましても、工事、委託とありますが、非常に広いものでして、例としておっしゃいましたが、清掃や警備、施設の管理から、コンサルタントのような非常に報酬の高いものまで、多く含んでおります。今回質の担保というところで、ほかの自治体の事例もそうなのですが、下限を設けるということで、一定額以上の報酬を払ってくれということを言っています。国の制度としましても、最低賃金はもともと決まっておりますので、類似にはなりますが、その中で、いわゆる施設の管理というところを、委託では主に対象とするという形になりますので、逆に高額なコンサルタントとか、そういったところは対象にしないという形で考えております。

2点目ですけれども、いわゆる工事の中で、多重構造、先ほどご説明しましたが、そういった中では管理が大変ということのご指摘かと思います。我々としても、そこのところは非常に課題であるというように認識しております。また、検討委員会の中でも同様の議論がありまして、一定規模以上の工事であれば、そこに受注する事業者も一定程度以上の大きい会社ということで、事務的な負担でも耐えられるというか、そういったこともできるのではないかとということで、今回条例案を作成したところです。

最後、是正勧告のところですが、冒頭も申し上げたとおり、様々な公契約がある中では、すぐ解除をしてできるのかということももっともなご意見かなとは考えます。そういったところも取れるということでもありますので、その後を考えると、例えばそういった勧告をした事業者の公表をするというところで、事業者としては、守らなかったことによるダメージというものは非常に大きいかなということで、この条例の効果を確認する案としては効果があるのではないかと考えておりますので、細かいところは運用しながらということにはなろうかと思いますが、この案で制定していきたいと考えております。

○須貝委員

恐らく課長もご存じのとおり、全国の公契約条例を見て、皆さん課題を挙げていらっしゃる、本当にできるのかな、どうなのかなという。きちんとやるなら、やはり行政の職員が行って、現場を見て実

情を調査するなど、やはり抜き打ち検査をしない限りは難しいではないですか。ただ、このようにどこでもつくっているからとか、つくらなければ駄目だということをつくるのだと思うのですけれども、現実論、これ大変なことです。実際人の懐を見て、大手会社が、大手でも様々な会社が見せるのか、きちんとチェックするのか。勤務実態などはいくらでも変えられるということは私たちは何度も聞いているので、勤務実態も、それから払う払わないということもたくさん聞いているので、ただ実際やっていくには、本来なら、このようなことはしたくないけれども、区の職員が実際抜き打ち検査でもしない限りは、したとしても、いくらでも巧妙に、今まで下請が苦勞されて対応しているわけですから、私は難しいと思いますが、今回これを足がかりとして、ぜひ立派な公契約条例と、それを補える区の対応を祈ってやみません。

○こしば委員長

ほかございませんか。

○大倉委員

公契約条例、いよいよこうやって出てきて、大変よかったなと思っております。その中で、条例のところの適用される公契約の範囲というところで、11件というお話が先ほどあったかと思っていて、これ11件というところは、全体の先ほどのお話の中でも、事務の負担や、行政側もそうですし、事業者からも、孫請の方たちなどもそうだとするところ、一定のこの額で考えてきたということで、よく分かりましたというところと、そのイヤウのところもそうなのですから、全体のバランスで考えたときに、件数が、この公契約条例の求めている入札等の適正化や労働環境の整備推進、その目的にもありました。地域経済の活性化や区民福祉の増進などという効果を考えたときに、一定の数、もしくは一定の契約総額というものを考えなければいけないなと思っております。その辺のバランスは、区としてはどのように考えているのか、望ましいバランスの考え方について教えていただきたいと思っております。

○佐藤経理課長

今回対象とする契約の範囲のお話かと思っております。工事については1億8,000万円以上ということで、実数を申し上げて、契約数としては少ないというご指摘かと思っておりますけれども、ただ、契約金額で考えますと、いわゆる区の発注する工事の半数は超えるということで認識しておりますので、契約金額が多いということは、それに連なるといえるか、携わる労働者の方も非常に多いというように認識しております。今回このような設定になっておりますので、運用しながら考えていきたいという認識でございます。

また、条例という形で今後周知を図ってまいりますので、それによって対象とならない公契約の部分についても、こういった条例ができたということで、波及効果ということも期待しておりますので、今後について適正に運用していきたいと考えております。

○大倉委員

工事のところは分かりました。契約金額の半数を超えるというところで、一定バランスは取れているのかなというところだと。あとは業務委託など、その辺についても、ぜひ、この効果を考えたときには一定の数が、例えば半数と今契約金額のところでありましたけれども、そういったことも考えながら、今後運用などをしっかりと考えていただければと思いますので、それはお願いします。

次に、審議会についても、設置がされてよかったなというところがございます。審議会も、いろいろな区でやられているかと思うのですけれども、今後の回数についての考え方というところについて教え

ていただければ。ほかだと二、三回など、そのような形なのかなというように認識しているのですけれども、特に今回公契約条例が制定されて、これから、今もお話があったように運用が進んでいくところでは、回数を少し多めに実施していくとか、少し慎重に進めていっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○佐藤経理課長

審議会の回数というところでは、来年度は、この公契約条例が制定されて、それを前提とした区の予算を編成するということが必要になると思いますので、予算編成は大体夏ぐらいから始まりますので、その前までに2回ほど開催できればと考えております。また、予算編成が終わって、どういった形になったかということで、報告するというところで1回ということで、合計3回程度予定しているところでございます。

○大倉委員

分かりました。年に二、三回というところと、あとは少し、やはりいろいろな状況が出てきて、回数を臨時に増やしてやっていこうなどという、そのような柔軟な対応の考え方もあるのかなと思うのですけれども、その辺について教えていただければと思います。ぜひ柔軟に対応していただければと思うので、お願いしたいところが1つと、先ほども契約のところでは積算のところがあったかと。それで少しご質問させていただいたのですが、積算の方法については、改めて区のほうで一定、これはいろいろな基準などを基に進めていくというところであると聞いているのですけれども、その中で公契約として進めていく中で、先ほどもそうでしたが、辞退者があったり、予定価格ぎりぎりだったりというところで、こうした審議会などでこの積算や単価の考え方の意見などというものはもらえるようなことはできないかなと今ふと思ったのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○佐藤経理課長

2点のご質問かと思えます。1つ目は審議会の回数についてですけれども、基本的には区長が諮問したことについて検討いただくということで、労働報酬下限額については、先ほど申し上げたとおり、予算を前提として、その前に2回程度と考えておりますが、今後、そのほかの事項について区長から諮問するというのであれば、必要な回数の開催について検討していくという形になると思います。

また、2点目のところでは、工事のところかと思えますが、積算するに当たって、設計労務単価を基にして積算しているということになりますけれども、他区の事例などを見ましても、設計労務単価の8割ですとか、9割ですとか、そういった部分が実際働いている方に報酬として支払われるようにという形で、制度設計しているところが多くなっております。今後もちろん審議会での議論の中の話ではございますけれども、そういったところを考えますと、工事費の積算自体はあまり影響しないのかなと考えております。

○大倉委員

区長の諮問に沿ってというところで、回数等、また、様々な懸案についてされるということで、分かりました。様々、いろいろな事情に応じて、ぜひ柔軟に対応していただけて、公契約条例の運用が始まったばかりですので、しっかりとこの目的に合った公契約条例になるように、ぜひ進めていただければと思います。

○こしば委員長

ほかに質疑はありますか。

○まつざわ委員

皆さんが言ったからあまり言うことはないのですけれども、公契約条例をつくることによって、下請、孫請の環境がよくなるということはとてもいいことだと思っています。私自身30年前に土木をやっていたときは、1日10時間ぐらい働かされて5,000円しかもらえなかったのです。それも親方からすると、教えてやっているのだからそのようなものだと言われていて、ああそのようなものかなど。当時は素直だったので、頑張ろうと思って頑張ったということがあったのですけれども、例えばそのようなものを、しっかりと最低賃金をもってやっていくということがこのようなものだと思っているのです。その中で、例えば労働環境の確保で、労働者からの申出で、このようになっていませぬなどとこれから出てくると思うのです。でも実際、下請や孫請、孫請などは特に、それはなかなか言えない。それを言ってしまうと、上がったところで首を切られてしまうおそれがある、だからこのような条例で、区が守っていくのか、世論が守っていくのかあれなのですけれども、だからそれに対してもある程度枠はつくりました、でも労働者も言いたいけれども言えないというようになって、それでまた元請にすごい多大なストレスが当たって、結局そこでいろいろ売り買いをしたり、何かをつくらなければいけないということも相当なストレスの中であって、初めはすごい大変だと思うからこそ、手引が相当重要になってくるのかなと思っているのです。区としてどこまでこのようなものを介入していく、何というのですか、覚悟というか、意気込みというか、があるのか、それだけ教えてください。

○佐藤経理課長

委員ご指摘のところについては、かつてあったというところはあろうかなと思いますが、国のほうでも、建設業について将来的にも継続できる産業にすべく、関連法令を、前回の国会だったと思いますけれども、改正して、働き方改革を進めるという動きを取っております。そういった動きを見ながら、今回制定を提案しております公契約条例でも、例えば労働者側からの申出がしやすいような形で、もちろん契約上も位置づけておりますけれども、区の入入れとしましても、申出がしやすいような形で検討していきたいと考えております。

○新妻副委員長

長時間になっているところすみません。簡潔に伺いたいと思います。

まず、今回この検討委員会が開催をされて3回、先ほどもありましたが、非公開ということでございました。今の課長のご答弁の中から、このそれぞれの学識者、労働者、事業者、いい雰囲気の中での審議ができたのかなという印象を受けますけれども、特に、意見が分かれた点、何かそのようなことがあれば教えていただきたいと思います。

今後、また審議会ができるということなのですが、同じ学識者、また労働者、事業者というようになっていくと思うのですけれども、同じ方が引き続き審議会メンバーになるのかというところを1点、確認させてください。

それと、今回この条例ができることで、双方の負担があってははいけないなと思っています。適切な労働環境が取られていくための条例であります。これまでもチェックシート方式で、様々そのようなことも確認ができていっている中で、それプラスアルファ、この条例で定めるということで、さらなる労働環境の適切な確保をしっかりとしていく、そして、建設業界にも、これからの若い方たちもしっかりと人材が育成をされるような、そのような仕組みづくりになっていくのだろうなと思っているのですが、負担にならないというところで、どのようなところでしっかりと担保されていくのか、品川区の職員もそうですよね。これをつくったことでの職員の負担や、事業者等の負担にならないようなところは、どこで担保されるのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

○佐藤経理課長

3点ご質問かと思えます。1点目は、今年度開催いたしました検討委員会についてですけれども、副委員長ご指摘のとおり、労使と対立する側で出ていただきましたが、非常に建設的なご意見をいただいて、非常にいい雰囲気だったということは、担当の課長として認識しております。

また、その中でも議論になったというところですが、結果的に条例の案文の中に盛り込んだ形になりますが、工事の中で元請が下請、孫請のところで支払われなかった賃金について、連帯して責任を取るという形の規定があります。したがって、下請で支払われなかった賃金については元請が支払うという規定にはなっておりますが、そこで対立したということは、やはり使用者側はそこまで責任を持つのかなというところでしたし、労働者側としては支払われるようにしてほしいというところでした。他区で運用する中では、そこまで行く前にお話合いの場を設けると、支払っていなかった事業者も、支払ったという事例もあったということを知っておりますので、そこは条例を定めて、交付して、周知していくというところの重要性をみんなで認識したという事例だったかなと考えます。

2点目のところですが、今後審議会を設けますが、今回の検討委員会と委員が同じかというところでは、関係する団体に推薦をいただいて、委員に就任いただいたという経緯でございますので、同じ方がどうかというところはまだ分かりませんが、構成といたしましては同じ形になりますので、同じ方でもというか、非常に建設的な意見がいただけたので、そこをベースとして審議会が組織できればとは考えております。

事業者あるいは、恐縮ですが、区の負担が大きくならないような工夫というところかと思えますが、1つは検討委員会での議論もありましたけれども、範囲を決める際に、あまり大きな負担にならないようにということで、工事については1億8,000万円というラインにさせていただいたというところが1つ、また、事業者が労働環境を確保していることの確認については、現在行っているチェックシートと同様に、基本は自己申告で出させていただくことによって、事業者の負担は軽減されるのではないかと考えております。反面、労働者側からの申出があれば、区が立入調査をはじめとして、権限を持って調査するという形で、制度全体の実効性の担保をしていきたいと考えております。

○新妻副委員長

ありがとうございました。今後、これが4月以降進んでいく中で、この審議会での審議が非常に大事になってくるかと思っておりますので、メンバーは違うかもしれないけれども、それぞれの団体にはお声がけするところは同じところというように受け止めましたので、審議会がしっかりと機能しますように、またよろしくお願いをしたいと思います。

○こしば委員長

ほかよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

ちょっと1点だけ、先ほど目的のところが出たので、そこだけはっきりしておかないといけないと思うのですが、条例案の目的と説明資料の目的はやはり違うというところで、条例案は他の自治体の条例を見ていただくと分かると思うのですが、持続可能も、地域経済の活性化も、区民の福祉増進も一応よくある、持続可能は最近よく、熊本県などはもう条例名に持続可能な社会などと入れているぐらいですけれども、SDGsも、ウェルビーイングも、関係なく入ってくる目的の話ではないかと思います。我々、この間長野市や富山市に視察に行っていて、ウェルビーイングだけではなくてSDGsのパッケージの問題だということは学んできたのではないかなと思うのです。必ずしも文言に直接SDGsと入れているなどというわけではなくて、これまであったものを捉え直すというところなのではないかというところは、我々も共通認識を持っていいのではないかなと。その上で区長がどのようにそれをパッケージ化するかということは区長のご判断で、それはご批判されるのはいいのかもしれませんが、一応条例案の第1条の目的から先ほどの3つを除いてしまうと、それは条例案としても、逆に品川区はそれを取ってしまったのだというようなことになりかねないのではないかなと思います。一応今のところの意見を述べて賛成です。

○西本委員

賛成いたしますが、やはり目的のところは私も考え方がありまして、意見をいろいろ言わせていただきましたので、それはそれとして、今後に変えていくべきところはしっかり変えていく、趣旨をとらまえるところはしっかりとらまえていくという形でしていただければと思います。

○こしば委員長

それでは、これより第88号議案、品川区公契約条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で、原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時51分休憩

○午後1時50分再開

○こしば委員長

休憩前に引き続き、総務委員会を再開いたします。

2 報告事項

(1) 専決処分の報告について（報告第30号）

○こしば委員長

次に、予定表2の報告事項を聴取いたします。はじめに(1)専決処分の報告について（報告第30号）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、報告事項(1)報告第30号、契約金額の変更に関する専決処分につきまして、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、同条第2項の規定によりご報告いたします。

資料は25ページをご覧ください。本件につきましては、中原保育園および中原児童センター改築機械設備工事請負契約の変更に係る専決処分の報告でございます。

契約の相手方は大成温・野田建設共同企業体、代表者、大成温調株式会社代表取締役社長、水谷憲一氏でございます。

26ページをご覧ください。

6の変更概要、変更金額の当初の契約ですが、令和5年第2回定例会で議決を受けた金額は2億2,000万円、今回の変更後の金額が2億3,027万4,110円で、1,027万4,110円、約4.67%の増額です。次に変更概要ですが、品川区工事請負契約条項の規定に基づく、賃金水準および物価水準の変動によるインフレスライド条項の適用によるものです。変更にあたりましては、令和6年10月24日付で区長の専決処分としたものでございます。

○こしば委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言をお願いします。

○新妻副委員長

この報告第30号に係ることではないのですが、今回専決処分の件数が多いということで、先ほどもほかの委員からもありましたけれども、そもそもこの専決処分というものは、議員提出ということで、令和4年度に5%以内というところがあって、専決処分をするというようになりました。これまでのご答弁の中で、事業者からはそのような声が上がっていないということではありましたが、この昨今の、本当に資材高騰や、また人員確保というところでの、事業者の負担が非常に大きくなっていると思います。ここはしっかりと議会に報告をしていただくということはもう第一義的にあるので、少し矛盾したような言い方になりますけれども、この5%以内で専決処分が現状足りているのかどうかというところの認識といたしますか、区の受け止めを教えてくださいなと思います。議会は通年議会ではなくて4回の定例会なので、しっかり議決を得るために議会に報告をしていただく、そのタイミングとなると、事業者の負担も大きくなってくるのかなとも思いますけれども、その辺の区の受け止めというか、考え方を教えてくださいなと思います。

○佐藤経理課長

今、5%以内であれば専決処分させていただいているというところですが、これが適正かどうかとい

うことかと思えます。先ほど事業者からの感謝しているという話をご紹介いたしましたけれども、同時に物価や人件費については、これまでのご説明の中でも上昇傾向にあるというところは申し上げたとおりでございます。したがって、5%が高いのか低いのかというところは、それぞれの契約の中であろうかと思えますが、全体としましては、経費は上昇傾向にあるということですので、本日も午前中ご審議いただいた中でも、契約変更に係る部分でご審議いただいた部分、5%を超える部分というものは出てきておりますので、私どもとしましては引き続き注視しまして、適正な手続を取ろうと考えております。

○新妻副委員長

ありがとうございます。すぐにここを変えるなどということではなく、いろいろな動向が、また変動が激しくあるご時世かと思えます。事業者のお声も聴いていただきながら、適正な判断をお願いしたいと思えます。

○こしば委員長

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 専決処分の報告について（報告第31号）

(3) 専決処分の報告について（報告第32号）

(4) 専決処分の報告について（報告第33号）

○こしば委員長

次に、(2)専決処分の報告について（報告第31号）、(3)専決処分の報告について（報告第32号）および(4)専決処分の報告について（報告第33号）を一括議題に供します。これら3件は関連する内容として、一括して報告を受け、その後質疑を行います。

それでは、理事者より一括してご説明願います。

○佐藤経理課長

続きまして、報告事項(2)から(4)、報告第31号から報告第33号につきましては、同じ施設の工事に係る契約金額の変更に関する専決処分ですので、一括してご報告いたします。

資料は27ページをご覧ください。報告事項(2)報告第31号、荏原保健センター等複合施設大規模改修工事請負契約の変更に係る専決処分の報告でございます。

契約の相手方は法月・長谷川建設共同企業体、代表者、法月建設株式会社代表取締役社長、法月俊介氏でございます。

28ページをご覧ください。

6の変更概要、変更金額の当初の契約ですが、令和5年第2回定例会で議決を受けた金額は28億500万円、今回の変更後の金額が28億889万1,470円で、389万1,470円、約0.14%の増額です。次に変更概要ですが、品川区工事請負契約条項の規定に基づく、インフレスライド条項の適用によるものです。変更に当たりましては、令和6年10月24日付で区長の専決処分としたものでございます。

続きまして、29ページです。

報告事項(3)報告第32号、荏原保健センター等複合施設大規模改修機械設備工事請負契約の変更に係る専決処分の報告でございます。

契約の相手方は太洋・東海管・オオサキ建設共同企業体、代表者、太洋テクニカ株式会社代表取締役、二階堂浩幸氏でございます。

30ページをご覧ください。

6の変更概要、変更金額の当初の契約が、令和5年第2回定例会で議決を受けた金額が32億9,010万円、今回変更後の金額が33億6,104万7,470円で、7,094万7,470円、約2.16%の増額です。次に変更概要ですが、品川区工事請負契約条項に基づく、インフレスライド条項の適用によるものです。変更に当たりましては、令和6年10月24日付で区長の専決処分としたものでございます。

続きまして、資料は31ページです。

報告事項(4)報告第33号、荏原保健センター等複合施設大規模改修電気設備工事請負契約の変更に係る専決処分の報告でございます。

契約の相手方は八千代・マスミ・コスモ建設共同企業体、代表者、八千代電設工業株式会社東京支店支店長、嵩田邦夫氏でございます。

33ページをご覧ください。

6の変更概要、変更金額の当初の契約ですが、令和5年第2回定例会で議決を受けた金額が19億8,000万円、今回変更後の金額が19億8,880万2,090円で、880万2,090円、約0.44%の増額です。次に変更概要ですが、品川区工事請負契約条項の規定に基づく、インフレスライド条項の適用によるものです。変更に当たりましては、令和6年10月24日付で区長の専決処分としたものでございます。

○こしば委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言をお願いします。

○西本委員

これはもう今回見直しを図られたということで、それは理解はあるのですが、この差額というものは、今後どこに入ってくる、これ決算でないと分からないということなのですか。今回の補正予算などには入っていないと思うのですが、どこでこれが表現されてくるのかなと思うのですが、そこを教えてください。

○佐藤経理課長

今回の増額に係る予算ですけれども、第3回定例会に提案しました補正予算で計上しておりまして、その部分について契約の変更を図るというものでございます。

○西本委員

そうすると、補正でやっていたら結局は決算という形で、令和6年度の決算のときに、この数値も入れた形で全体が見えるという形ですか。何を言いたいかというと、今回も専決処分が多いなと思っているのです。これはほとんどインフレスライドなので、1個1個見てみると大体その金額は理解できるのですが、全体を見たときに、どのぐらいのボリュームなのかなということが少し見づらいなと思っています。それは決算を見れば大体どのぐらいかかったかなということは分かるのですが、当初予算ではなく補正予算でやっているものだから、そのかかったお金はどこから転用するのですか。ごめんな

さい、全体の補正のときにきちんと覚えていないのですけれども、例えば基金から出してくるのか、どこから持ってくるのですか、途中でこのような形で。多分基金から歳入に入れて、それで賄っていくという考え方というのですか、これ東京都など、いろいろなところから入るわけではないですよ。お金が入るわけではないと思うので、品川区の財源から出ていくことだと思うのです。そうすると、それがどれだけのボリュームになってきて、それがどこの基金から転用されていて、現状、品川区の今の財政上大丈夫というのか、少し危ないというのか、その辺のボリューム、単発で見ると見にくいところがあるので、雑でいいので、教えてください。

○加島財政課長

補正予算全般に関してのお話にもなろうかと思うのですけれども、特定財源の使えるものは、都補助金や国補助金という形で歳入に表ささせていただいております。ただ、一般財源で持ち出さなければいけないものにつきましては、年度途中は財政調整基金から転用させていただいているところでございます。

○西本委員

では、今年度においては、このような形で出ていますけれども、今のところ財政調整基金などで賄っているから大丈夫ですよという認識でよろしいですか。

○加島財政課長

年度途中の補正につきましては財政調整基金から充当させていただいておりますが、決算のときによって、また当初予算では予測していなかった補助金の収入等も踏まえまして、何といたしますか、財政調整基金を充てた部分が、例えば令和5年度決算では結果的に財政調整基金からの繰入金はゼロ円となっておりますので、そのような形で決算を経ております。

○こしば委員長

ほか質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(5) 専決処分の報告について（報告第36号）

○こしば委員長

次に、(5)専決処分の報告について（報告第36号）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、続きまして、報告事項(5)報告第36号、契約金額の変更に関する専決処分につきましてご報告いたします。

資料は34ページをご覧ください。本件につきましては、第四日野小学校校舎改築その他工事請負契約の変更に係る専決処分の報告でございます。

契約の相手方は東急・太洋・東建設共同企業体、代表者、東急建設株式会社東日本建築支店執行役員支店長、安藝実氏でございます。

契約金額の変更につきましては、令和3年第2回定例会で議決を受けた当初の金額が54億2,960万円、今回の変更後の金額は56億6,452万7,000円で、2億3,492万7,000円、約4.33%の増額です。

次に、今回の変更内容ですが、施工段階の精査による仮グラウンドの仕様変更、アスベスト除去内容の変更、建設発生土の搬出先の変更、既存のくいの引き抜き数量の変更等について、設計内容を変更することとしたものでございます。変更にあたりましては、令和6年10月17日付で、区長の専決処分により変更契約を締結してございます。

○こしば委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(6) 専決処分の報告について（報告第37号）

○こしば委員長

次に、(6)専決処分の報告について（報告第37号）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、続きまして、報告事項(6)報告第37号、契約金額の変更に関する専決処分につきましてご報告いたします。

資料は36ページをご覧ください。本件につきましては、浜川中学校校舎改築その他工事請負契約の変更に係る専決処分の報告でございます。

契約の相手方は鴻池・仲岡・東建設共同企業体、代表者、株式会社鴻池組東京本店取締役専務執行役員本店長、鎌田克明氏でございます。

契約金額の変更につきましては、令和4年第2回定例会で議決を受けた変更前の当初の金額が60億4,560万円、今回変更後の金額は61億9,840万1,000円で、1億5,280万1,000円、約2.53%の増額です。

次に、今回の変更内容ですが、施工段階の精査等によるアスベスト除却内容の変更、建設発生土の搬出先の変更、下水取付管の改修範囲の変更、地中障害物の撤去等について、設計内容を変更することとしたものでございます。変更にあたりましては、令和6年10月17日付で、区長の専決処分により変更契約を締結してございます。

○こしば委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いします。

○西本委員

この前のほうにも関係するのですが、アスベスト除却内容が変わったなど、施工もいろいろと条件が変わってきた関係で変更となったのですが、これ技術的な話になったらごめんなさい、どのようところが変わったという認識、アスベストの除却というと、もうほぼほぼ今まで決まってやっていたのではないかなと思うのですけれども、それが途中で何か入ってくるということは、当初から入ってしかなるべきなのではないかなと思うのですが、いかがですか。

○佐藤経理課長

浜川中学校のほうからいきますけれども、アスベスト除却工法の変更については、既存建物に含まれるアスベストの含有について、施工段階で再度調査を実施して、設計で見込んだものより飛散性が低かったということで、除却方法が簡易といいますか、そういったものになったということで、こちらのほうは変更しております。

また、建設発生土の搬出先の変更については、実際現場の土を処分する際に土質試験を行った結果、基準を超えるpH値が検出されたということで、その基準によって受入れ可能な搬出先が変わるということで、それに合わせた変更をしております。

そのほか、道路内の地中障害物などは、実際に掘ってみたら出てきたということで、それに関する処分が必要になったということで、変更の契約ということになったということです。

第四日野小学校のほうも同様の形で、アスベストに関しての内容が変わったり、発生土の処分方法が変わったりなど、そういった部分が大きいということで所管から聞いております。

○西本委員

すみません。あと1件、浜川中学校のほうなのですけれども、地中障害物撤去、これ何か出たのですか。歴史的なものだと、なかなか工事に着手できないというような形になってしまうのですけれども、そのようなものではないという認識でよろしいですか。

○佐藤経理課長

浜川中学校で地中から出たものは、道路が後退した工事の際に、道路内のU字側溝のコンクリートのがらが出てきたということで、事前には分からなかったということでした。

○こしば委員長

ほかございませんね。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了します。

(7) 専決処分の報告について（報告第38号）

○こしば委員長

次に、(7)専決処分の報告について（報告第38号）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、続きまして、報告事項(7)報告第38号、契約金額の変更に関する専決処分につきましてご報告いたします。

資料は38ページをご覧ください。本件につきましては、城南第二小学校改築工事請負契約の変更に係る専決処分の報告でございます。

契約の相手方はナカノフドー・田中・まつもと建設共同企業体、代表者、株式会社ナカノフドー建設代表取締役社長、飯塚隆氏でございます。

契約金額の変更につきましては、令和5年第2回定例会で議決を受けた変更前の当初の金額が61億1,600万円、今回変更後の金額が62億7,147万4,000円で、1億5,547万4,000円、約2.54%の増額です。

次に、今回の変更内容ですが、施工段階の精査による建設発生土の搬出先の変更、地中障害物の撤去、新校舎のくい等について、設計内容を変更することとしたものでございます。変更に当たりましては、令和6年10月18日付で、区長の専決処分により変更契約を締結してございます。

○こしば委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

3 その他

○こしば委員長

次に、予定表3のその他を行います。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中総務委員会に関わる項目について、所管質問を行いたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と、質問内容をこの場でお願いしたいと思います。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたらご発言をお願いします。

○西本委員

総務委員会が担当でないという場合には指摘してください。高橋しんじ議員の教育についての中で、教育委員の選任同意がありました。教育委員でありますから、文教委員会が所管すべきなのだろうと思っはいるのですが、選任同意というくりでいうと、いろいろ選任同意をやっているのです。その仕組みについて、これでいいのだろうかということがあって、やはり何でしょう、議会での上程をきちんとすべきではなかろうかという議論をしたいのですけれども、それは、教育委員だけではないのです、私が言っているのは、教育委員だけではなくて、この選任同意というくりの中で、やはり紙切れが1枚でよく分からないので、事前にそれぞれの担当委員会の中で質疑をし、その上で本会議場で決を採るということが筋ではなかろうかということを経験したいのですけれども、不適切でしょうか。

○こしば委員長

私もまだ、議事録全部を見ているわけではないのですけれども、高橋しんじ議員の一般質問の中の教育のところを指していると思うのですが、答弁は全て教育委員会の理事者のほうからなされてきていると思いますので……。

○西本委員

だから、教育委員だと文教委員会なのです。

○こしば委員長

総務委員会の所管ではないかもしれない。

○西本委員

だから、教育委員会という限定をすると、もちろん文教委員会だと思うのです。だから、その選任同意という仕組み、質問がずれてしまうかなと思ったのですけれども。今回は高橋しんじ議員の質問は教育委員なので、そこでの質問になってくると文教委員会になるのかなという思いはあるのですけれども、総務委員会としてはそのような、ただ、そうすると項目の中に入っていないよなという話になってしまうので、少し難しいかなと思いつつ言ってみました。その辺話したいなと思ったのですけれども。

○こしば委員長

今回は総務委員会のほうではないということで。

では、ほかにいらっしゃいませんね。

いらっしゃらないようですので、以上で一般質問に係る所管質問についてを終了いたします。

次にその他を行います。

その他で何かございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○こしば委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午後2時16分閉会